

Q001 国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度：基礎

問題：国税徴収法上の国税優先の原則として最も適切なものはどれか。

ア：国税は、別段の定めがある場合を除き、納税者の総財産について公課その他の債権に先だって徴収する。

イ：国税は私債権に常に劣後する。

ウ：国税は特定の不動産についてだけ優先する。

エ：国税と他債権の優先関係はすべて当事者の合意で決まる。

答え・解説 正答：ア

ア：第8条は国税の一般的優先を定める。

イ：原則は国税優先である。

ウ：対象は総財産である。

エ：法律上の優先関係である。

総合解説：国税優先は絶対ではなく、強制換価費用や担保権等との調整規定がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q002 国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度：基礎

問題：国税徴収法第8条の「先だって徴収する」の意味として最も適切なものはどれか。

ア：国税が納税者の財産所有権を取得すること。

イ：強制換価手続により財産が換価された場合、その換価代金から国税を優先して徴収すること。

ウ：税務署が私債権を消滅させること。

エ：国税だけが差押えをできること。

答え・解説 正答：イ

ア：所有権取得ではない。

イ：優先徴収とは配当・徴収順位の問題である。

ウ：私債権そのものが消滅する意味ではない。

エ：他の執行制度も存在する。

総合解説：優先権は換価代金の配当順位として理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q003 国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度：標準

問題：国税優先の原則における「その他の債権」について最も適切な説明はどれか。

ア：国税だけをいう。

イ：地方税だけをいう。

ウ：国税・地方税を除く、金銭給付を目的とする公課その他の債権をいう。

エ：物の引渡請求権だけをいう。

答え・解説 正答：ウ

ア：自己言及となる。

イ：地方税だけではない。

ウ：通達は第8条の「その他の債権」を国税・地方税を除く金銭債権等として整理する。

エ：金銭給付目的が中心である。

総合解説：国税・地方税相互の順位は別の調整規定による。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q004 国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度：基礎

問題：民事執行による強制換価手続に国税が交付要求をした場合、その手続費用と交付要求国税の順位として原則正しいものはどれか。

ア：国税が必ず手続費用より先。

イ：手続費用は配当対象にならない。

ウ：両者は必ず同順位。

エ：その強制換価手続の費用が先で、交付要求に係る国税はこれに次いで徴収する。

答え・解説 正答：エ

ア：費用優先の例外がある。

イ：費用も換価代金から支払われる。

ウ：同順位ではない。

エ：第9条は強制換価手続の費用を交付要求国税より優先させる。

総合解説：国税優先の重要な例外である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q005

国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度：基礎

問題：国税の滞納処分により財産を換価した場合、その財産の換価に直接係る滞納処分費の順位として最も適切なものはどれか。

ア：当該換価代金について、原則として他の国税・地方税・私債権に先だって徴収する。

イ：常に最後に徴収する。

ウ：納税者の所得からだけ徴収する。

エ：換価財産と無関係なすべての滞納処分費を無制限に最優先とする。

答え・解説

正答：ア

ア：第10条は当該換価に直接係る滞納処分費を優先させる。

イ：直接の費用は優先する。

ウ：所得課税の問題ではない。

エ：対象はその換価に係る費用である。

総合解説：滞納処分費でも、その換価との直接関係を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q006

国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度：基礎

問題：同一財産について国税の滞納処分による差押えが先にされ、その後地方税が交付要求した場合の基本的な順位として最も適切なものはどれか。特別な優先規定はない。

ア：後の地方税が必ず先だつ。

イ：先に差押えをした国税が、後の交付要求に係る地方税に先だつ。

ウ：両者は差押時期に関係なく常に同順位。

エ：私債権だけを先に配当する。

答え・解説

正答：イ

ア：先行差押えが基本となる。

イ：国税と地方税の競合では差押先着手による調整が行われる場合がある。

ウ：常に同順位ではない。

エ：私債権を一律先行させない。

総合解説：国税優先とは別に国税・地方税相互の順位規定がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q007 国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度：標準

問題：地方税による差押えが先行している財産について、その執行機関に国税が交付要求をした。特別な優先規定はない。この国税の基本的な順位として最も適切なものはどれか。

- ア：交付要求した瞬間に必ず最優先になる。
- イ：地方税の差押えは自動的に無効になる。
- ウ：先行差押えに係る地方税に劣後して徴収する。
- エ：国税は配当を一切受けられない。

答え・解説 正答：ウ

ア：交付要求だけで先順位を奪わない。
イ：先行差押えは無効にならない。
ウ：差押先着手の規定により、後行の交付要求国税は先行差押地方税に次ぐ。
エ：余剰があれば配当対象となる。
総合解説：「国税だから常に一番」ではない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q008 国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度：標準

問題：国税優先の原則に対する「別段の定め」の例として最も適切なものはどれか。

- ア：納税者が口頭で指定した債権。
- イ：税務署内部の任意の慣行。
- ウ：債権者同士の多数決だけで定めた順位。
- エ：法定納期限等以前に設定された質権・抵当権や一定の先取特権・留置権との調整規定。

答え・解説 正答：エ

ア：私人の一方的指定ではない。
イ：法定順位である。
ウ：多数決だけでは変更できない。
エ：第8条の一般原則は第15条以下などの法定調整規定によって修正される。
総合解説：各特別規定の要件を個別に確認する必要がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q009 国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度: 標準

問題: 滞納者が複数の財産を所有する場合、ある不動産Aだけが強制換価されたときの国税優先について最も適切な説明はどれか。

ア: 実際の配当はAの換価代金について、そのAに関係する担保権等との優先関係を判定して行う。

イ: 滞納者の全財産の価額を一括して配当する。

ウ: Aに設定された担保権は一切考慮しない。

エ: 換価していない財産の売却代金があるものとして配当する。

答え・解説 正答: ア

ア: 優先関係は換価された財産とその上の権利関係を踏まえて具体化する。

イ: 換価されていない財産を仮想配当しない。

ウ: 担保権調整が必要である。

エ: 存在しない換価代金を用いない。

総合解説: 総財産についての一般優先と、具体的な換価財産の配当を区別する。

対象年度: 2026 | 基準日: 2026-04-03

Q010 国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度: 応用

問題: 国税が私債権に優先する場合の法的効果として最も適切なものはどれか。

ア: 私債権は国税発生と同時に消滅する。

イ: 主として換価代金の配当順位に影響するのであり、私債権そのものが存在しなくなるわけではない。

ウ: 私債権者は一切強制執行できなくなる。

エ: 国税があるだけで納税者の所有権は国に移る。

答え・解説 正答: イ

ア: 債権自体は残り得る。

イ: 優先権は債権の存否ではなく徴収・配当順位の問題である。

ウ: 他の法令による執行はあり得る。

エ: 所有権移転ではない。

総合解説: 優先権の法的性質を正確に捉える。

対象年度: 2026 | 基準日: 2026-04-03

Q011 国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度：応用

問題：強制換価手続の費用と、国税滞納処分における直接の滞納処分費の説明として最も適切なものはどれか。

ア：いずれも常に一般私債権より劣後する。

イ：いずれも納税者の同意がなければ配当されない。

ウ：前者は交付要求国税に先行し、後者はその滞納処分による換価代金について強い優先順位を持つ。

エ：両者とも国税優先の例外・補完規定とは無関係である。

答え・解説 正答：ウ

ア：費用には強い優先がある。

イ：同意を要件としない。

ウ：第9条と第10条は、換価手続を維持する費用の優先を定める。

エ：国税優先の順位設計に直接関係する。

総合解説：費用項目は配当計算の最初に確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q012 国税と他債権 > 国税の優先権 | 難易度：応用

問題：国税と他債権の優先関係を判定する基本的な順序として最も適切なものはどれか。

ア：国税額が大きい方を無条件で最優先にする。

イ：債権者の人数が多い方を優先する。

ウ：担保権の存在を確認せず国税だけを配当する。

エ：換価財産と手続費用を確認し、国税・地方税の先着手関係、法定納期限等以前の担保権、先取特権・留置権等の特則を順に確認する。

答え・解説 正答：エ

ア：金額の大小だけでは決まらない。

イ：多数決ではない。

ウ：担保権等の調整が必要である。

エ：優先関係は複数の特則を段階的に適用して決める。

総合解説：試験では時点・権利種類・手続の3要素を整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q013

国税と他債権 > 法定納期限等以前の担保権 | 難易度：基礎

問題：国税徴収法上の「法定納期限等」の主な役割として最も適切なものはどれか。

ア：国税と質権・抵当権等により担保される債権との優先順位を定める基準時となること。

イ：差押財産の評価額を決める基準日だけであること。

ウ：納税者の年齢を判定する基準日であること。

エ：公売の入札価格を自動決定する日であること。

答え・解説

正答：ア

ア：令和8年度出題ポイントも法定納期限等を担保権との優先順位を決める基準時と説明する。

イ：評価基準だけではない。

ウ：年齢判定とは無関係。

エ：入札価格の自動決定日ではない。

総合解説：法定納期限等の前後で担保権の優先が大きく変わる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q014

国税と他債権 > 法定納期限等以前の担保権 | 難易度：基礎

問題：国税の法定納期限等と同じ日に抵当権が設定された場合、第16条の「法定納期限等以前」に該当するか。

ア：該当しない。

イ：該当する。

ウ：翌日設定と同じ扱いになる。

エ：税務署長の裁量でのみ該当する。

答え・解説

正答：イ

ア：同日は含まれる。

イ：「以前」にはその法定納期限等に当たる日を含む。

ウ：翌日とは異なる。

エ：裁量ではない。

総合解説：境界日を正確に判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q015 国税と他債権 > 法定納期限等以前の担保権 | 難易度：基礎

問題：国税の法定納期限等より前に納税者の不動産へ抵当権が設定されていた。換価代金について原則正しい順位はどれか。

ア：国税が必ず抵当権に先だつ。

イ：両者は常に同順位。

ウ：その抵当権により担保される債権が国税に先だつ。

エ：抵当権は滞納発生と同時に消滅する。

答え・解説 正答：ウ

ア：国税優先の例外である。

イ：同順位とは限らない。

ウ：法定納期限等以前に設定された抵当権は一定要件の下で国税に優先する。

エ：滞納で抵当権は消滅しない。

総合解説：設定時期が最重要判定要素となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q016 国税と他債権 > 法定納期限等以前の担保権 | 難易度：標準

問題：納税者の不動産に抵当権が設定されたのが、国税の法定納期限等より後である。特別な例外がない場合の基本的な優先関係はどれか。

ア：抵当権が必ず国税に先だつ。

イ：設定時期は一切関係しない。

ウ：抵当権者の年齢で決まる。

エ：国税がその抵当権により担保される債権に先だつ。

答え・解説 正答：エ

ア：後発担保権は一般原則上国税に劣後する。

イ：時点が重要である。

ウ：年齢は無関係。

エ：第16条の優先保護は法定納期限等以前設定の抵当権が中心である。

総合解説：前後関係を時系列で図示すると判断しやすい。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q017 国税と他債権 > 法定納期限等以前の担保権 | 難易度：基礎

問題：国税との優先関係を判定する際の抵当権の設定時期について、原則最も適切なものはどれか。

ア：抵当権の登記がされた日。

イ：抵当権設定契約書を作成した日だけ。

ウ：融資相談を始めた日。

エ：抵当権者が登記簿を閲覧した日。

答え・解説 正答：ア

ア：通達は抵当権の設定時期を原則として登記日によるとしている。

イ：契約だけでは対抗関係を確定しない。

ウ：相談日は無関係。

エ：閲覧日ではない。

総合解説：契約日と登記日を混同しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q018 国税と他債権 > 法定納期限等以前の担保権 | 難易度：標準

問題：抵当権設定の仮登記が法定納期限等以前にされ、その後その仮登記に基づく本登記がされた場合、設定時期として原則どの時点を用いるか。

ア：本登記がされた日だけ。

イ：その仮登記がされた日。

ウ：抵当権者が融資した日だけ。

エ：公売公告日。

答え・解説 正答：イ

ア：仮登記の順位保全を反映する。

イ：仮登記に基づく本登記の場合は仮登記日を設定時期として扱う。

ウ：融資日だけではない。

エ：公売公告日ではない。

総合解説：仮登記の有無は優先関係を左右し得る。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q019 国税と他債権 > 法定納期限等以前の担保権 | 難易度：標準

問題：国税の法定納期限等以前に納税者の財産上へ適法な質権が設定され、必要な對抗要件等も備えている場合の基本的な優先関係はどれか。

ア：国税が必ず先だつ。

イ：質権は国税との関係で一切考慮されない。

ウ：質権により担保される債権が国税に先だつ。

エ：質権は差押えと同時に無効となる。

答え・解説 正答：ウ

ア：国税優先の例外である。

イ：質権も調整対象である。

ウ：第15条は法定納期限等以前設定の質権を保護する。

エ：差押えで当然無効にはならない。

総合解説：質権と抵当権は別条文だが基本的な時点調整は共通する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q020 国税と他債権 > 法定納期限等以前の担保権 | 難易度：応用

問題：納税者が、すでに第三者の抵当権が設定されている財産を売買により譲り受けた。この納税者固有の国税と当該抵当権の関係として最も適切なものはどれか。

ア：納税者が取得した瞬間に抵当権は消滅する。

イ：国税の法定納期限等がいつでも必ず国税が優先する。

ウ：譲受け前抵当権は差押禁止財産になる。

エ：抵当権が財産の譲受け前に設定されていれば、原則としてその抵当権被担保債権が国税に優先する。

答え・解説 正答：エ

ア：取得で抵当権は当然消滅しない。

イ：第17条の特則がある。

ウ：差押禁止の問題ではない。

エ：第17条は担保権付き財産を譲り受けた場合の既存担保権を保護する。

総合解説：自己設定担保と譲受け前担保を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q021 国税と他債権 > 法定納期限等以前の担保権 | 難易度：基礎

問題：納税者が抵当権付き不動産を相続により取得した場合、第17条の「財産を譲り受けたとき」にそのまま該当するか。

ア：該当せず、相続に関する別の法定納期限等の規定等により優先関係を判定する。

イ：必ず売買による譲受けと同一扱いになる。

ウ：相続すると抵当権は必ず消滅する。

エ：相続財産は国税徴収法の対象外になる。

答え・解説 正答：ア

ア：第17条の譲受けには相続による承継を含めない。

イ：売買等と相続は区別される。

ウ：抵当権は当然消滅しない。

エ：相続財産も徴収関係が生じ得る。

総合解説：取得原因によって適用条文が変わる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q022 国税と他債権 > 法定納期限等以前の担保権 | 難易度：標準

問題：国税と抵当権の優先関係を判定する際の基本的な確認順序として最も適切なものはどれか。

ア：債権額の大きい方を必ず優先する。

イ：抵当権の目的財産・設定時期（登記日等）を確認し、国税の法定納期限等と比較し、譲受け前担保等の特則も確認する。

ウ：抵当権者の住所が近い方を優先する。

エ：法定納期限等を確認せず差押日だけで決める。

答え・解説 正答：イ

ア：金額だけでは決まらない。

イ：時点比較と適用条文の確認が必要である。

ウ：住所は無関係。

エ：法定納期限等が重要である。

総合解説：令和8年度試験でも法定納期限等と抵当権の具体的優先劣後が出題された。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q023 国税と他債権 > 留置権・先取特権等との調整 | 難易度：基礎

問題：換価財産上の適法な留置権により担保される債権と国税の関係として原則最も適切なものはどれか。

ア：国税が常に留置権に優先する。

イ：留置権は法定納期限等以前だけ優先する。

ウ：留置権の成立が法定納期限等の前後を問わず、留置権被担保債権が国税に優先する。

エ：留置権は配当に全く参加できない。

答え・解説 正答：ウ

ア：一般原則の例外である。

イ：時点による限定は原則ない。

ウ：第21条は留置権を強く保護する。

エ：配当を受け得る。

総合解説：留置権は質権・抵当権とは時点基準が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q024 国税と他債権 > 留置権・先取特権等との調整 | 難易度：標準

問題：国税の差押え後に留置権が成立した場合の優先関係として原則最も適切なものはどれか。差押債権者に対抗できない占有などの例外事情はない。

ア：差押え後なら絶対に無効。

イ：国税と常に同順位。

ウ：差押解除後でなければ留置権は存在できない。

エ：差押え後の成立でも、留置権被担保債権が国税に優先し得る。

答え・解説 正答：エ

ア：例外的な対抗不能事情がなければ優先し得る。

イ：同順位固定ではない。

ウ：留置権成立自体を否定しない。

エ：通達は差押え後成立の留置権も原則優先するとする。

総合解説：ただし不正・対抗不能な占有には注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q025 国税と他債権 > 留置権・先取特権等との調整 | 難易度：基礎

問題：同一の債権について、換価財産上の留置権と先取特権の双方が成立している場合、国税との配当関係で原則どのように扱うか。

- ア：より優先する留置権により担保される債権として配当を受ける。
イ：必ず先取特権だけで扱う。
ウ：両方の権利分を二重に配当する。
エ：権利を両方失う。

答え・解説 正答：ア

ア：通達は同一債権について留置権がある場合、優先する留置権として配当する。
イ：留置権の優先を無視しない。
ウ：二重弁済はしない。
エ：権利喪失ではない。
総合解説：同じ債権の担保権重複では二重配当をしない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q026 国税と他債権 > 留置権・先取特権等との調整 | 難易度：標準

問題：適法に効力が保存された不動産保存の先取特権と国税が競合する場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：法定納期限等後なら必ず国税が優先する。
イ：その成立が国税の法定納期限等後や差押え後であっても、先取特権が国税に優先する場合がある。
ウ：不動産保存の先取特権は国税との関係で無視する。
エ：差押え後に生じた権利はすべて当然無効。

答え・解説 正答：イ

ア：第19条の特則がある。
イ：不動産保存等の先取特権は財産価値の保存に寄与するため強く保護される。
ウ：配当上考慮される。
エ：一律無効ではない。
総合解説：第19条型と第20条型の先取特権を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q027 国税と他債権 > 留置権・先取特権等との調整 | 難易度：標準

問題：不動産工事の先取特権が優先権を行使するための効力保存について最も適切なものはどれか。

ア：工事完了後10年以内ならいつでも登記すればよい。

イ：登記は一切不要。

ウ：原則として工事を始める前に工事費用の予算額を登記する必要がある。

エ：国税の差押え後に口頭申告するだけでよい。

答え・解説 正答：ウ

ア：事後登記では優先権保存ができない場合がある。

イ：登記要件がある。

ウ：不動産工事の先取特権は工事開始前の予算額登記が重要である。

エ：口頭申告では足りない。

総合解説：権利種類ごとの効力保存要件を押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q028 国税と他債権 > 留置権・先取特権等との調整 | 難易度：応用

問題：不動産賃貸の先取特権等、第20条の対象となる一定の先取特権が国税に優先するための基本的な時点要件はどれか。

ア：成立時期に関係なく必ず国税に優先すること。

イ：国税差押後に成立したものだけ優先すること。

ウ：公売後に成立すればよいこと。

エ：原則として、その先取特権が国税の法定納期限等以前から成立していること。

答え・解説 正答：エ

ア：常時優先ではない。

イ：差押後限定ではない。

ウ：公売後では遅い。

エ：第20条型は第19条型と異なり法定納期限等以前という時点要件を持つ。

総合解説：先取特権の種類によって時点ルールが異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q029 国税と他債権 > 留置権・先取特権等との調整 | 難易度：標準

問題：第20条の対象となる先取特権が国税の法定納期限等と同じ日に成立した場合、「法定納期限等以前」に該当するか。

- ア：該当する。
- イ：該当しない。
- ウ：翌日扱いになる。
- エ：必ず国税に劣後する。

答え・解説 正答：ア

ア：第20条でも「以前」にはその日を含む。
イ：同日は含まれる。
ウ：翌日とは異なる。
エ：一律劣後ではない。
総合解説：境界日の文言を正確に読む。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q030 国税と他債権 > 留置権・先取特権等との調整 | 難易度：応用

問題：国税との優先関係について、質権・抵当権、留置権、第19条型先取特権、第20条型先取特権を比較した説明として最も適切なものはどれか。

- ア：すべて法定納期限等後でも必ず国税に優先する。
- イ：質権・抵当権と第20条型先取特権は法定納期限等以前が重要で、留置権や第19条型先取特権には成立時期にかかわらず優先し得る特則がある。
- ウ：すべて国税に必ず劣後する。
- エ：すべて差押日だけで順位を決める。

答え・解説 正答：イ

ア：一律ではない。
イ：担保権の種類ごとに優先ルールが異なる。
ウ：国税優先の例外がある。
エ：法定納期限等も重要である。
総合解説：比較表で整理すると得点しやすい論点である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q031

滞納処分・差押え > 差押えの要件・手続 | 難易度：基礎

問題：通常の滞納処分で、督促状又は納付催告書を発した場合の差押可能時期として最も適切なものはどれか。

ア：発した当日に必ず差押えなければならない。

イ：30日を経過するまで差押えできない。

ウ：その書面を発した日から起算して10日を経過した日までに国税が完納されないとき、差押えをすることができる。

エ：1年経過後でなければ差押えできない。

答え・解説

正答：ウ

ア：通常は即日必須ではない。

イ：30日ではない。

ウ：第47条は通常、督促後10日経過までに完納されないことを差押えの要件とする。

エ：1年待つ制度ではない。

総合解説：「発した日から起算して10日」が基本である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q032

滞納処分・差押え > 差押えの要件・手続 | 難易度：基礎

問題：督促後10日を待たずに差押えができる場合について最も適切なものはどれか。

ア：どの滞納でも必ず督促当日に差押えできる。

イ：10日経過前の差押えは法律上絶対に不可能。

ウ：納税者が口頭で承諾した場合だけ可能。

エ：国税通則法の繰上請求事由が生じるなど、法定の繰上差押え要件を満たす場合には10日経過前でも差押えができる。

答え・解説

正答：エ

ア：無条件即時差押えではない。

イ：法定例外がある。

ウ：納税者同意だけが要件ではない。

エ：繰上差押えは通常の10日経過ルールの例外である。

総合解説：通常差押えと繰上差押えを区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q033

滞納処分・差押え > 差押えの要件・手続 | 難易度：標準

問題：差押えの対象となる財産の帰属について最も適切なものはどれか。
ア：差押えをする時に滞納者に帰属している財産でなければならない。
イ：第三者所有財産でも自由に差し押さえられる。
ウ：過去に滞納者が所有していれば現在の所有者に関係なく差押えられる。
エ：滞納者の家族名義であれば実質関係を調べず必ず滞納者財産として扱う。

答え・解説

正答：ア

ア：原則として差押時点で滞納者に帰属する財産が対象である。
イ：第三者所有財産は原則対象外である。
ウ：現在の帰属が重要である。
エ：名義だけでなく実質帰属の確認が必要な場合がある。
総合解説：差押えの第一歩は財産帰属の確認である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q034

滞納処分・差押え > 差押えの要件・手続 | 難易度：基礎

問題：滞納処分で差し押さえる財産について必要な性質として最も適切なものはどれか。
ア：精神的価値だけがあれば足りる。
イ：金銭的価値を有すること。
ウ：滞納者が気に入っている物であれば価値0でも差押対象となる。
エ：換価不能でも必ず差押えなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：精神的価値だけでは徴収に結び付かない。
イ：差押財産は換価・取立てにより徴収へ結び付く金銭的価値を有する必要がある。
ウ：価値0の財産は対象にならない。
エ：換価・取立可能性も重要である。
総合解説：差押えは徴収のための手段である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q035

滞納処分・差押え > 差押えの要件・手続 | 難易度：標準

問題：差押対象財産の要件として「譲渡又は取立てができるもの」であることが必要とされる理由として最も適切なものはどれか。

ア：納税者の人格を評価するため。

イ：差押財産を永久保管するため。

ウ：滞納処分の目的が財産を換価・取立てして国税徴収へ充てることにあるため。

エ：所有権を国へ無償移転するため。

答え・解説

正答：ウ

ア：人格評価ではない。

イ：永久保管が目的ではない。

ウ：換価・取立不能な権利は徴収手段として適さない。

エ：無償移転制度ではない。

総合解説：金銭的価値と換価・取立可能性をセットで確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q036

滞納処分・差押え > 差押えの要件・手続 | 難易度：標準

問題：当事者間で譲渡禁止の特約が付された財産について、滞納処分上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：特約があるだけで絶対的差押禁止財産となる。

イ：特約があれば国税も消滅する。

ウ：特約がある財産は滞納者に帰属しないものとみなす。

エ：譲渡禁止の特約があっても、差押え自体はできる場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：私の特約だけで国の執行を全面排除しない。

イ：国税は消滅しない。

ウ：帰属問題とは別である。

エ：通達は譲渡禁止特約がある財産でも差押え可能とする。

総合解説：差押えとその後の換価要件は分けて考える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q037

滞納処分・差押え > 差押えの要件・手続 | 難易度：標準

問題：滞納国税を十分に徴収できる価額の財産Aをすでに差し押さえている。特段の事情なく、さらに高額財産Bを追加差押えすることについて最も適切なものはどれか。

ア：超過差押えの禁止に抵触し得る。

イ：国税滞納があれば財産価額に関係なく全財産を必ず差し押さえる。

ウ：追加差押えは常に義務である。

エ：超過差押えという制限は存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：第48条は徴収に十分な財産を差し押さえた後の過度な追加差押えを禁止する。

イ：必要範囲を超える執行を避ける。

ウ：常時追加義務ではない。

エ：法定制限がある。

総合解説：必要最小限の財産を選択する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q038

滞納処分・差押え > 差押えの要件・手続 | 難易度：応用

問題：財産を換価しても、その財産上の優先債権と滞納処分費を控除すると国税へ配当できる見込みが全くない。この財産の差押えとして最も適切な考え方はどれか。

ア：金銭的価値が少しでもあれば必ず差押える。

イ：徴収に益しない無益な差押えはしてはならない。

ウ：国税へ配当がなくても公売回数を増やす目的で差押える。

エ：優先債権の存在は無視する。

答え・解説

正答：イ

ア：換価後の実質的な配当可能性をみる。

イ：第48条は無益な差押えも禁止する。

ウ：公売自体が目的ではない。

エ：優先債権を考慮する必要がある。

総合解説：処分予定価額から優先債権等を控除して判断する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q039

滞納処分・差押え > 差押えの要件・手続 | 難易度：標準

問題：徴収職員が差押財産を選択する際の考慮事項として最も適切なものはどれか。

ア：最も思い入れのある財産を優先する。

イ：換価が最も困難な財産を優先する。

ウ：第三者の権利を害しにくく、生活・事業への支障が少なく、換価容易で保管等にも便利な財産を考慮する。

エ：第三者権利が最も多い財産を必ず優先する。

答え・解説

正答：ウ

ア：制裁目的の選択ではない。

イ：換価容易性が重要である。

ウ：通達は第三者保護、生活・事業、換価・保管の容易性を財産選択基準として挙げる。

エ：第三者権利への影響は少ない方が望ましい。

総合解説：徴収効率と権利保護のバランスを取る。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q040

滞納処分・差押え > 差押えの要件・手続 | 難易度：応用

問題：課税処分について不服申立て又は訴訟が係属中であるが、その処分はまだ取り消されていない。この国税についての差押えとして原則最も適切なものはどれか。

ア：不服申立てをした瞬間に国税は消滅する。

イ：訴訟中は法律上必ず10年間差押禁止。

ウ：裁判所の確定判決が出るまで督促も無効となる。

エ：不服申立て等があるだけでは当然に執行停止とはならず、差押えができる場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：国税は当然消滅しない。

イ：一律10年禁止ではない。

ウ：督促が当然無効になるわけではない。

エ：通達は処分取消しまで差押え可能であることを示す。

総合解説：不服申立てと執行停止を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q041

滞納処分・差押え > 差押禁止・差押解除 | 難易度：基礎

問題：一般の差押禁止財産として最も適切なものはどれか。

ア：滞納者と生計を一にする親族の最低限度の生活に欠くことができない衣服・寝具・家具・台所用具等。

イ：投資用の高級絵画すべて。

ウ：事業と無関係な2台目の高級車。

エ：換価価値の高い宝石すべて。

答え・解説

正答：ア

ア：第75条は最低生活維持に必要な一定財産を絶対的に差押禁止とする。

イ：生活必需品とは限らない。

ウ：通常の差押対象となり得る。

エ：宝石一般は絶対禁止ではない。

総合解説：差押禁止は最低生活保障の観点を持つ。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q042

滞納処分・差押え > 差押禁止・差押解除 | 難易度：標準

問題：第75条の一般差押禁止財産が外観上明白であるにもかかわらず差し押さえた場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：国税滞納があれば常に有効。

イ：絶対的差押禁止に反し、その差押えは無効となり得る。

ウ：差押後1年で自動的に有効化する。

エ：納税者が異議を述べなければ必ず有効。

答え・解説

正答：イ

ア：国税でも禁止財産は差し押さえられない。

イ：通達第75条の禁止を絶対的なものとして整理する。

ウ：時間経過で治癒する制度ではない。

エ：異議の有無だけで決まらない。

総合解説：差押禁止財産かどうかは差押前に確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q043

滞納処分・差押え > 差押禁止・差押解除 | 難易度：基礎

問題：給料・賃金等の差押えについて最も適切な説明はどれか。

ア：給与は常に全額差押えできる。

イ：給与は一円も差押えできない。

ウ：生活保障等のため法定の一定額について差押えが禁止され、残額の範囲で差押えが可能となる。

エ：役員報酬は給与差押禁止の考慮対象にならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：全額差押えではない。

イ：全額禁止でもない。

ウ：第76条は給与等の一定部分を保護する。

エ：役員報酬等も給料等の性質を有するものに含まれ得る。

総合解説：給与差押えは法定計算により差押可能額を求める。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q044

滞納処分・差押え > 差押禁止・差押解除 | 難易度：標準

問題：給与が銀行口座へ振り込まれた後、その預金債権を差し押さえる場合の第76条上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：預金になっても第76条により必ず全額差押禁止。

イ：給与振込口座は永久に差押対象外。

ウ：預金債権は財産ではない。

エ：振込後の預金債権そのものは「給料等に基づき支払を受けた金銭」には含まれないが、生活維持を困難にする場合は差押猶予・解除が検討され得る。

答え・解説

正答：エ

ア：当然に全額禁止ではない。

イ：永久保護ではない。

ウ：預金債権は財産である。

エ：通達は給与振込後の預金債権を給与そのものと区別する。

総合解説：給与債権と振込後預金を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q045

滞納処分・差押え > 差押禁止・差押解除 | 難易度：標準

問題：差押えに係る国税が納付・充当等により全額消滅した場合、差押えについて最も適切なものはどれか。

- ア：差押えを解除しなければならない。
- イ：差押えを必ず維持し続ける。
- ウ：税務署長の自由裁量でしか解除できない。
- エ：完納後も公売しなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：差押えに係る国税が全額消滅した場合は必要的解除の対象である。
イ：徴収目的が失われる。
ウ：単なる裁量ではない。
エ：公売する必要はない。
総合解説：必要解除と裁量解除を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q046

滞納処分・差押え > 差押禁止・差押解除 | 難易度：標準

問題：差押財産の金銭的価値が完全に失われた場合の差押えについて最も適切なものはどれか。

- ア：価値0でも永久に差押えを維持する。
- イ：差押えを解除しなければならない場合に該当する。
- ウ：価値0になれば滞納国税自体も消滅する。
- エ：必ず納税者の他財産も同時に解除する。

答え・解説

正答：イ

ア：無益な差押えを維持しない。
イ：通達は金銭的価値が全く失われた場合を必要解除として扱う。
ウ：国税債務自体は別である。
エ：他財産の差押えは別途判定する。
総合解説：差押対象としての価値喪失と国税消滅を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q047

滞納処分・差押え > 差押禁止・差押解除 | 難易度：基礎

問題：一部納付により差押財産の価額が滞納国税等を大きく上回るようになった。この場合の差押えについて最も適切なものはどれか。

ア：一部納付があっても絶対に解除できない。

イ：差押財産全部を必ず解除する。

ウ：超過する価額に相当する範囲について、差押えを解除できる場合がある。

エ：国税を倍額に増額する。

答え・解説

正答：ウ

ア：一律維持ではない。

イ：必要範囲だけ残すことがある。

ウ：第79条は超過が生じた場合の裁量解除を認める。

エ：増税制度ではない。

総合解説：差押必要額に応じて範囲を調整する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q048

滞納処分・差押え > 差押禁止・差押解除 | 難易度：標準

問題：納税の猶予・換価の猶予・滞納処分の停止と既存差押えの関係について最も適切なものはどれか。

ア：どの制度でも差押えは絶対に解除できない。

イ：どの制度でも自動的にすべて解除される。

ウ：猶予制度と差押解除は法律上無関係である。

エ：制度ごとに解除の要件が異なり、納税の猶予では申請に基づく解除ができる場合、換価の猶予では事業・生活維持のため解除できる場合、一定の滞納処分停止では解除しなければならない場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：解除可能な場合がある。

イ：すべて自動解除ではない。

ウ：両者は密接に関係する。

エ：令和8年度出題ポイントは各納税緩和制度と差押解除の違いを明示している。

総合解説：「できる」と「しなければならない」を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q049

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：応用

問題：動産の差押えについて最も適切な説明はどれか。

ア：滞納者に帰属する動産を徴収職員が占有するなど、法定の動産差押手続により差押えを行う。

イ：動産は滞納処分で差し押さえることができない。

ウ：動産は必ず不動産登記をしなければ差押えできない。

エ：動産は第三債務者への通知だけで差押えが完了する。

答え・解説

正答：ア

ア：動産は第56条以下の固有手続による。

イ：動産も差押対象である。

ウ：不動産登記とは異なる。

エ：債権差押えの方式ではない。

総合解説：財産種類に応じて差押手続が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q050

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：応用

問題：建築中の建物が、使用目的に応じて使用可能な程度にまだ完成していない場合の差押区分として最も適切なものはどれか。

ア：必ず完成不動産として差し押さえる。

イ：動産として差し押さえることがある。

ウ：債権として差し押さえる。

エ：差押えは永久に禁止される。

答え・解説

正答：イ

ア：完成建物と同じではない。

イ：使用可能な程度に完成していない建物は動産として扱われることがある。

ウ：債権ではない。

エ：禁止財産ではない。

総合解説：完成後は改めて不動産としての手続が必要になる場合がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q051

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：基礎

問題：土地上の未分離の果実等で、おおむね1か月以内に収穫することが確実なものについて最も適切な取扱いはどれか。

ア：必ず土地と一体の不動産としてしか差し押さえられない。

イ：果実は金銭的価値があっても差押禁止。

ウ：独立した動産として差し押さえることができる。

エ：債権としてしか差し押さえられない。

答え・解説

正答：ウ

ア：動産扱いの例外がある。

イ：差押禁止ではない。

ウ：近く収穫され動産取引の対象となる未分離果実は独立動産として差押可能である。

エ：物そのものを差し押さえられる。

総合解説：財産の法的区分は経済実態も踏まえて判断する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q052

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：標準

問題：売掛金債権を差し押さえる場合、その差押えの効力が生ずる時期として最も適切なものはどれか。

ア：滞納者が差押調書を読んだ時だけ。

イ：税務署が内部決裁した時。

ウ：公売公告をした時。

エ：債権差押通知書が第三債務者に送達された時。

答え・解説

正答：エ

ア：滞納者への謄本交付は効力発生要件ではない。

イ：内部決裁だけではない。

ウ：公売公告とは別である。

エ：第62条は第三債務者への差押通知書送達時に効力が生ずるとする。

総合解説：債権差押えでは第三債務者への送達が決定的である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q053

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：基礎

問題：差押時にはまだ支払期が到来していない将来の売掛金債権について、契約関係が既に存在し内容も明確である場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：一定の将来債権として差し押さえることができる。

イ：将来債権は例外なく差押禁止。

ウ：支払期前の債権は財産ではない。

エ：債務者が同意した場合だけ差押可能。

答え・解説

正答：ア

ア：将来発生する債権でも基礎法律関係が存在し内容が明確なら差押可能である。

イ：一律禁止ではない。

ウ：経済的価値を有し得る。

エ：第三債務者の同意を要件としない。

総合解説：給料・賃料等の継続債権にも応用される。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q054

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：標準

問題：売掛金債権の差押通知書を受けた第三債務者の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：通知後も滞納者へ自由に全額支払えば国に対抗できる。

イ：差押範囲について滞納者への履行が禁止される。

ウ：第三債務者は債務を二倍にして支払う。

エ：差押通知は第三債務者に何の効果もない。

答え・解説

正答：イ

ア：通知後の履行は国に対抗できない。

イ：債権差押え後、第三債務者は滞納者へ履行できない。

ウ：二重債務化ではない。

エ：法的拘束が生じる。

総合解説：債権差押えの実効性を確保する効果である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q055

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：標準

問題：通常の不動産差押えで、差押書が滞納者に送達される前に差押えの登記がされた場合、原則として差押えの効力はいつ生ずるか。

ア：滞納者が任意に承諾した時だけ。

イ：換価代金が入金された時。

ウ：差押えの登記がされた時。

エ：公売終了時。

答え・解説

正答：ウ

ア：承諾を要件としない。

イ：換価後ではない。

ウ：第68条は登記が送達より先なら登記時に効力が生ずるとする。

エ：公売終了時ではない。

総合解説：送達と登記の先後を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q056

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：標準

問題：国税徴収法上、不動産として差押手続の対象となるものの例として最も適切なものはどれか。

ア：現金だけ。

イ：普通預金債権だけ。

ウ：未完成で使用不能な建物資材だけ。

エ：土地、土地の定着物、地上権、永小作権等。

答え・解説

正答：エ

ア：動産である。

イ：債権である。

ウ：状況により動産として扱う。

エ：第68条の不動産には民法上の不動産や一定の不動産権利等が含まれる。

総合解説：財産類型ごとに適用条文を選ぶ。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q057

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：標準

問題：無体財産権等の差押対象となるものの例として最も適切なものはどれか。

ア：特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等。

イ：滞納者の単なる希望。

ウ：競業しないという不作為そのもの。

エ：他人の所有する衣服。

答え・解説

正答：ア

ア：第72条は一定の知的財産権等を差押対象とする。

イ：財産権ではない。

ウ：換価に適さない行為・不作為である。

エ：滞納者財産ではない。

総合解説：形のない権利でも金銭価値と換価可能性があれば差押対象となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q058

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：応用

問題：財産種類と差押えの主要な効力発生手続の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：すべての財産は第三債務者への通知だけで差押える。

イ：債権は第三債務者への通知送達、不動産は差押書送達又は先行する差押登記など、財産類型ごとに異なる。

ウ：すべての財産は不動産登記だけで差押える。

エ：動産・債権・不動産で手続差はない。

答え・解説

正答：イ

ア：第三債務者が存在しない財産もある。

イ：国税徴収法は財産種類ごとに異なる差押手続を定める。

ウ：登記不要の財産もある。

エ：手続は異なる。

総合解説：問題文から財産類型を最初に特定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q059

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：標準

問題：登記名義が滞納者以外である財産について、帳簿書類や当事者の陳述等から実質的に滞納者に帰属することが明らかな場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：名義が違えばどのような証拠があっても絶対に差押不可。

イ：名義が違えば第三者の国税として差し押さえる。

ウ：一定の場合、滞納者の財産として差し押さえることができる。

エ：実質帰属は一切調査しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：名義だけが唯一の基準ではない。

イ：第三者の国税とはならない。

ウ：通達は形式名義だけでなく実質帰属を認定する場合を定める。

エ：実質調査が必要な場合がある。

総合解説：ただし第三者所有財産を誤って差し押さえない慎重な認定が必要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q060

滞納処分・差押え > 各種財産の差押え | 難易度：応用

問題：差押対象財産を発見した場合の基本的な判断順序として最も適切なものはどれか。

ア：まず公売価格だけを決め、その後に所有者を調べる。

イ：財産類型に関係なく同じ通知書を使う。

ウ：差押禁止財産かどうかは換価後に確認する。

エ：滞納者への帰属、金銭的価値・換価可能性、差押禁止の有無を確認し、動産・債権・不動産・無体財産権等の類型に応じた手続を選ぶ。

答え・解説

正答：エ

ア：所有者確認が先である。

イ：手続は類型ごとに違う。

ウ：差押禁止は事前確認が必要である。

エ：差押えは対象適格性と財産類型の両方を確認して行う。

総合解説：要件→禁止→類型→手続の順で整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q061 交付要求・参加差押え > 交付要求 | 難易度：基礎

問題：滞納者の財産について他の強制換価手続が開始されている場合の「交付要求」の基本的な機能として最も適切なものはどれか。

ア：その強制換価手続の執行機関に対し、滞納国税について換価代金から交付・配当を求めること。

イ：他の強制換価手続を当然に無効にすること。

ウ：滞納者の国税を免除すること。

エ：執行機関の所有権を国へ移すこと。

答え・解説 正答：ア

ア：交付要求は先行する強制換価手続へ国税の配当参加を求める制度である。

イ：先行手続を当然に無効化しない。

ウ：国税免除制度ではない。

エ：所有権移転制度ではない。

総合解説：自ら差押換価する代わりに先行手続へ参加する場面がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q062 交付要求・参加差押え > 交付要求 | 難易度：基礎

問題：納付期限を過ぎて国税が滞納となっているが、まだ督促をしていない。この国税について交付要求できるか。

ア：督促後10日経過しなければ絶対に交付要求できない。

イ：他の要件を満たせば、督促前でも交付要求できる。

ウ：督促前の交付要求は必ず無効。

エ：交付要求には確定判決が必要。

答え・解説 正答：イ

ア：差押えの通常要件と異なる。

イ：第82条関係通達は督促をしていない滞納国税についても交付要求できるとする。

ウ：一律無効ではない。

エ：確定判決を要件としない。

総合解説：差押えと交付要求で要件が異なる点に注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q063

交付要求・参加差押え > 交付要求 | 難易度：基礎

問題：納税の猶予又は徴収の猶予を受けている国税について、猶予期間中の交付要求として最も適切なものはどれか。

ア：猶予期間中は法律上絶対に交付要求できない。

イ：猶予を受けると国税が消滅する。

ウ：一定の場合、猶予期間内でも交付要求することができる。

エ：交付要求できるのは猶予終了から10年後だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：差押えの猶予等と交付要求を区別する。

イ：国税は消滅しない。

ウ：通達は猶予中の滞納国税についても交付要求できる場合を認める。

エ：そのような10年要件はない。

総合解説：納税緩和制度と交付要求の関係を整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q064

交付要求・参加差押え > 交付要求 | 難易度：標準

問題：交付要求が国税徴収権の時効に及ぼす効果として最も適切なものはどれか。

ア：交付要求を内部決裁ただけで必ず時効が永久消滅する。

イ：交付要求には時効上の効果が全くない。

ウ：執行機関だけへ通知すれば滞納者通知前でも必ず時効更新する。

エ：滞納者に交付要求をした旨を通知した後、所定の時効の完成猶予及び更新の効力が生ずる。

答え・解説

正答：エ

ア：永久消滅ではない。

イ：時効上の効果がある。

ウ：滞納者通知が重要である。

エ：通達は滞納者への通知後に時効効果が生ずるとする。

総合解説：配当要求効と時効効を分けて理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q065

交付要求・参加差押え > 交付要求 | 難易度：標準

問題：国税が交付要求した先行の強制執行手続が、換価前に取り消された。この交付要求の効力として原則最も適切なものはどれか。

ア：その先行手続の取消しに伴い交付要求も効力を失う。

イ：交付要求が自動的に差押えへ転化する。

ウ：取消し後も永久に配当要求効が残る。

エ：取消しにより国税自体が消滅する。

答え・解説

正答：ア

ア：通常の交付要求は先行手続に依存するため、その手続が解除・取消しされると効力を失う。

イ：参加差押えとの重要な相違点である。

ウ：配当手続自体がなくなる。

エ：国税債務は別である。

総合解説：先行手続消滅リスクを補う制度が参加差押えである。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q066

交付要求・参加差押え > 交付要求 | 難易度：標準

問題：交付要求を受けた先行差押手続が存続している間に、差押財産について権利移転があった。この場合の交付要求の効果として最も適切なものはどれか。

ア：権利移転した瞬間に必ず交付要求が失効する。

イ：先行手続が解除・取消しされない限り、交付要求により配当を受けることができる。

ウ：権利移転後は国税が当然免除される。

エ：交付要求した国税は新所有者の国税へ変わる。

答え・解説

正答：イ

ア：差押えの對抗効等がある。

イ：先行差押えの処分効が継続する限り、後の権利移転だけで交付要求効は失われない。

ウ：国税免除ではない。

エ：税債務者が当然変わるわけではない。

総合解説：先行手続の存続が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q067

交付要求・参加差押え > 交付要求 | 難易度：標準

問題：滞納者が、他に換価容易で第三者の権利の目的となっていない十分な財産を有し、その財産だけで国税全額を徴収できると認められる場合の交付要求について最も適切なものはどれか。

ア：必ず交付要求しなければならない。

イ：他財産の有無は一切考慮しない。

ウ：利害関係人の利益を害さないよう、交付要求をしないとする制限がある。

エ：交付要求をすると国税が二重に消滅する。

答え・解説

正答：ウ

ア：利害関係人保護の観点がある。

イ：他財産も考慮する。

ウ：第83条は他に容易な徴収財産がある場合の交付要求制限を定める。

エ：二重消滅ではない。

総合解説：徴収必要性和第三者利益の調整である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q068

交付要求・参加差押え > 交付要求 | 難易度：標準

問題：交付要求に係る国税が他の配当・納付等により全額消滅した場合の交付要求として最も適切なものはどれか。

ア：交付要求を永久に維持する。

イ：新たに同額の国税を発生させる。

ウ：執行機関へ通知せず自動的に公売を続けさせる。

エ：交付要求を解除する。

答え・解説

正答：エ

ア：配当要求の必要がなくなる。

イ：新税発生制度ではない。

ウ：解除手続・通知がある。

エ：交付要求国税が消滅した場合は解除対象となる。

総合解説：解除は執行機関への通知により行う。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q069

交付要求・参加差押え > 交付要求 | 難易度：応用

問題：交付要求のため自己の債権の全部又は一部の弁済を受けられなくなる配当参加債権者が、一定要件を満たす場合に取得する手段として最も適切なものはどれか。

ア：税務署長に対して交付要求の解除を請求できる場合がある。

イ：国税そのものを一方的に免除できる。

ウ：滞納者のすべての財産を自己名義へ変更できる。

エ：交付要求を無視して執行機関から全額を直接受領できる。

答え・解説

正答：ア

ア：第85条は一定の配当債権者に交付要求解除請求を認める。

イ：国税免除権ではない。

ウ：所有権変更制度ではない。

エ：正式な解除請求制度を使う。

総合解説：第三者権利保護の制度として理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q070

交付要求・参加差押え > 交付要求 | 難易度：応用

問題：交付要求の主要な効果・特徴の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：先行手続を必ず乗っ取り、解除されても自動差押えとなる。

イ：先行強制換価手続への配当要求効を持ち、滞納者通知後は時効効果も生じ得るが、先行手続が解除・取消しされると原則その効力を失う。

ウ：配当要求効はなく時効効果だけを持つ。

エ：交付要求をすると滞納国税が直ちに完納扱いになる。

答え・解説

正答：イ

ア：自動差押えへの転化は参加差押えと異なる。

イ：交付要求は先行手続依存型の配当参加制度である。

ウ：配当要求効が中心である。

エ：完納扱いにはならない。

総合解説：交付要求と参加差押えの比較に直結する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q071 交付要求・参加差押え > 参加差押え | 難易度：基礎

問題：参加差押えの基本的な法的性質として最も適切なものはどれか。

ア：通常の私法上の抵当権設定である。

イ：国税を免除する制度である。

ウ：交付要求の一種であり、先行する滞納処分の差押えが解除された場合に差押えの効力へ移行し得る制度。

エ：先行差押えを直ちに無効にする制度である。

答え・解説 正答：ウ

ア：私法担保権ではない。

イ：免除制度ではない。

ウ：参加差押えは交付要求に追加的の効力を持たせた制度である。

エ：先行差押えと併存する。

総合解説：通常の交付要求との差は先行差押解除時に現れる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q072 交付要求・参加差押え > 参加差押え | 難易度：基礎

問題：参加差押えをするための前提として最も適切なものはどれか。

ア：自己の国税がまだ納期限前で差押え不能でも常に可能。

イ：対象財産に先行差押えがなくても参加差押えだけを行う。

ウ：国税が完納済みでも行う。

エ：自己の国税について第47条により差押えをすることができる状態にあり、対象財産が他の行政機関等により先に差し押さえられていること。

答え・解説 正答：エ

ア：差押可能要件が必要である。

イ：先行差押えが前提である。

ウ：完納済みなら徴収不要である。

エ：参加差押えは先行差押えへの参加であり、自らも差押可能な状態であることが基本。

総合解説：「参加」という名称どおり先行滞納処分が存在する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q073 交付要求・参加差押え > 参加差押え | 難易度：基礎

問題：参加差押えを受けた先行差押えがまだ解除されていない間、参加差押えが有する基本的な効力として最も適切なものはどれか。

ア：原則として交付要求と同様の効力を有する。

イ：先行差押えを直ちに解除する効力。

ウ：参加差押財産の所有権を国へ移す効力。

エ：滞納国税を自動的に消滅させる効力。

答え・解説 正答：ア

ア：先行差押え存続中は交付要求として機能する。

イ：解除強制ではない。

ウ：所有権移転ではない。

エ：完納とはならない。

総合解説：差押効が前面に出るのは先行差押解除時等である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q074 交付要求・参加差押え > 参加差押え | 難易度：標準

問題：参加差押えを受けた先行差押えが解除された場合、一定の参加差押えに生ずる特徴的な効力として最も適切なものはどれか。

ア：参加差押えも必ず同時に消滅する。

イ：参加差押えをした時等にさかのぼって差押えの効力が生ずる。

ウ：解除日から1年後にだけ差押効が生じる。

エ：先行差押解除により滞納国税も消滅する。

答え・解説 正答：イ

ア：通常の交付要求との大きな差である。

イ：参加差押えは先行差押解除時に遡及的差押効を持ち得る。

ウ：1年後ではない。

エ：税債務消滅ではない。

総合解説：先行手続消滅への備えとして参加差押えが機能する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q075

交付要求・参加差押え > 参加差押え | 難易度：標準

問題：同一財産について2以上の参加差押えがあり、先行差押えが解除された。差押えの効力へ移行する参加差押えとして原則最も適切なものはどれか。

ア：最後にされたもの。

イ：すべてが同時に完全な差押えとなる。

ウ：その時点で存続する参加差押えのうち最も先にされたもの。

エ：金額が最大のもののだけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：後着優先ではない。

イ：すべてが同時に同じ差押効を取得するわけではない。

ウ：第87条は複数参加差押えのうち最先のものを差押効へ移行させる。

エ：金額基準ではない。

総合解説：登記がある財産では登記の先後も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q076

交付要求・参加差押え > 参加差押え | 難易度：標準

問題：参加差押えがされた動産について先行差押えが解除される場合、最先の参加差押えをした行政機関等が持つ特徴的な権限として最も適切なものはどれか。

ア：滞納者へ無条件で返還させるだけ。

イ：動産を廃棄する義務だけ。

ウ：参加差押えを必ず解除する義務だけ。

エ：先行差押えをした行政機関等から、その動産の引渡しを受けることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：直ちに滞納者返還ではない。

イ：廃棄義務ではない。

ウ：解除義務ではない。

エ：動産等では参加差押えの差押移行に伴い引渡しを受けられる。

総合解説：占有を引き継いで滞納処分を続行できるようにする制度である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q077

交付要求・参加差押え > 参加差押え | 難易度：標準

問題：参加差押不動産について一定の要件を満たして換価執行決定がされた場合の効果として最も適切なものはどれか。

- ア：参加差押えをした税務署長等が、その決定に基づき参加差押不動産を換価できる場合がある。
イ：不動産は参加差押え後も絶対に換価できない。
ウ：換価執行決定は所有権を滞納者へ戻す制度である。
エ：換価執行決定で国税が免除される。

答え・解説

正答：ア

- ア：参加差押不動産には換価執行決定による換価制度がある。
イ：法定制度がある。
ウ：返還制度ではない。
エ：免除制度ではない。
総合解説：参加差押えは単なる待機的配当要求を超える機能を持つ。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q078

交付要求・参加差押え > 参加差押え | 難易度：応用

問題：滞納者が他に換価容易で第三者権利の目的となっていない財産を有し、それだけで国税全額を徴収できると認められる場合の参加差押えとして最も適切なものはどれか。

- ア：必ず参加差押えしなければならない。
イ：交付要求の制限に準じ、参加差押えをしないことが求められる場合がある。
ウ：参加差押えには一切制限がない。
エ：他財産は法律上考慮できない。

答え・解説

正答：イ

- ア：利害関係人保護がある。
イ：第88条は参加差押えの制限について第83条に準ずる。
ウ：制限規定がある。
エ：他財産も考慮する。
総合解説：交付要求と参加差押えは制限・解除の多くを共有する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q079

交付要求・参加差押え > 参加差押え | 難易度：標準

問題：参加差押えに係る国税が完納された場合の参加差押えとして最も適切なものはどれか。

ア：完納後も永久に維持する。

イ：完納により先行差押えも必ず無効になる。

ウ：交付要求の解除に準じて参加差押えを解除する。

エ：新たな国税が自動発生する。

答え・解説

正答：ウ

ア：徴収必要性が消滅する。

イ：先行差押えの有効性は別である。

ウ：第88条は参加差押えの解除について第84条に準じる。

エ：新税発生ではない。

総合解説：参加差押えも目的国税の消滅に応じて解除する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q080

交付要求・参加差押え > 参加差押え | 難易度：応用

問題：通常の交付要求と参加差押えの違いとして最も適切なものはどれか。

ア：両者は名称だけ違い効力も要件も完全に同一。

イ：交付要求だけが先行差押解除後に差押効を生ずる。

ウ：参加差押えには配当要求効がない。

エ：通常の交付要求は先行手続解除で原則失効するのに対し、参加差押えは先行差押解除時に一定の場合遡って差押効を生じ得る。

答え・解説

正答：エ

ア：重要な効力差がある。

イ：方向が逆である。

ウ：交付要求効も有する。

エ：参加差押えは交付要求の一種だが、先行差押解除時のバックアップ機能がある。

総合解説：比較問題では「先行手続が消えた後」を見る。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q081 交付要求・参加差押え > 強制換価手続との調整 | 難易度：基礎

問題：滞納者の不動産について裁判所の強制競売が先に開始されている場合、税務署長が滞納国税の配当を受けるための基本的な手段として最も適切なものはどれか。

- ア：その強制換価手続の執行機関に交付要求をする。
- イ：裁判所手続を無視して同じ売却代金を直接取得する。
- ウ：国税があるだけで競売は当然停止する。
- エ：滞納者に口頭で配当を依頼するだけで足りる。

答え・解説 正答：ア

ア：民事強制執行等が先行する場合、交付要求により国税の配当参加を図る。
イ：執行機関への正式手続が必要である。
ウ：国税だけで当然停止しない。
エ：滞納者への口頭依頼ではない。
総合解説：強制換価手続との競合は交付要求が基本となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q082 交付要求・参加差押え > 強制換価手続との調整 | 難易度：標準

問題：裁判所の強制競売に国税が交付要求した場合、競売手続費用と国税の配当順位として原則最も適切なものはどれか。

- ア：国税が手続費用より常に先。
- イ：競売等の強制換価手続費用が先に控除され、その後に国税等の配当順位を判定する。
- ウ：手続費用は換価代金から支払われない。
- エ：手続費用と国税は必ず半分ずつ。

答え・解説 正答：イ

ア：一般国税優先の例外である。
イ：第9条は強制換価手続費用の優先を定める。
ウ：手続費用は先に支払われる。
エ：均等配分ではない。
総合解説：配当計算では最初に手続費用を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q083 交付要求・参加差押え > 強制換価手続との調整 | 難易度：標準

問題：同一財産について滞納処分による差押えと民事強制執行が競合している場合の基本的な対応として最も適切なものはどれか。

ア：国税がある場合は民事執行法を一切無視する。

イ：強制執行が始まると国税は消滅する。

ウ：国税徴収法と滞納処分と強制執行等との手続調整法に基づき、交付要求等を用いて手続間の調整を行う。

エ：両手続を無関係な別財産として扱う。

答え・解説 正答：ウ

ア：双方の手続法を考慮する。

イ：国税は消滅しない。

ウ：競合手続には法定の調整制度がある。

エ：同一財産の競合である。

総合解説：先行手続・差押主体・参加方法を整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q084 交付要求・参加差押え > 強制換価手続との調整 | 難易度：標準

問題：滞納処分と強制執行が法定の手続調整により同一財産へ競合している場合、国税側の配当確保について最も適切な説明はどれか。

ア：どちらか一方への口頭連絡だけで常に足りる。

イ：競合すると交付要求は一切禁止。

ウ：国税側はどの手続にも参加できない。

エ：必要に応じ、滞納処分をしている行政機関等と強制執行の執行機関の双方に対して交付要求等を行う取扱いがある。

答え・解説 正答：エ

ア：正式な手続が必要である。

イ：交付要求は禁止されない。

ウ：配当参加制度がある。

エ：通達は滞調法による二重差押え時に双方への交付要求等を行う場面を示す。

総合解説：複数の執行機関が関与する場合の通知先を整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q085 交付要求・参加差押え > 強制換価手続との調整 | 難易度：標準

問題：強制競売への通常の交付要求だけをしていたところ、その競売手続自体が取り消された。この場合の徴収上の問題として最も適切なものはどれか。

- ア：交付要求の効力も失われるため、必要に応じて別の差押え等の徴収手続を検討する必要がある。
- イ：交付要求が自動的に競売手続を再開する。
- ウ：国税は取消しと同時に完納となる。
- エ：取消し後も裁判所が必ず換価を続ける。

答え・解説 正答：ア

- ア：通常の交付要求は先行手続に依存する。
 - イ：再開権限ではない。
 - ウ：完納ではない。
 - エ：取消し後はその手続が続かない。
- 総合解説：参加差押えが利用できる場面との違いを意識する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q086 交付要求・参加差押え > 強制換価手続との調整 | 難易度：標準

問題：他の行政機関等による先行滞納処分差押えが解除される可能性に備え、自らの国税徴収手続を引き継げるようにしたい場合に適する制度はどれか。

- ア：通常の交付要求だけ。
- イ：参加差押え。
- ウ：納税猶予。
- エ：更正の請求。

答え・解説 正答：イ

- ア：通常交付要求は原則失効する。
 - イ：参加差押えは先行差押解除時に遡及差押効を生じ得る。
 - ウ：納税猶予は徴収緩和制度である。
 - エ：更正の請求は税額確定手続である。
- 総合解説：先行手続の種類に応じて交付要求と参加差押えを使い分ける。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q087 交付要求・参加差押え > 強制換価手続との調整 | 難易度：標準

問題：他の強制換価手続が存在する場合でも、交付要求をした国税について常に自力の差押えが一切でなくなるか。

ア：交付要求を1回すると永久に差押権限を失う。

イ：交付要求と差押えは法律上絶対に同時に考慮できない。

ウ：一律にそうではなく、財産・先行手続・法定調整規定に応じて差押え、交付要求、参加差押え等を使い分ける。

エ：他の手続があれば国税徴収は全面停止する。

答え・解説 正答：ウ

ア：永久放棄ではない。

イ：法定の競合調整がある。

ウ：強制換価手続の競合には複数の調整制度がある。

エ：全面停止ではない。

総合解説：対象財産と先行執行主体を確認して手段を選ぶ。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q088 交付要求・参加差押え > 強制換価手続との調整 | 難易度：標準

問題：交付要求・参加差押えの制限規定が設けられている主な理由として最も適切なものはどれか。

ア：国税を必ず免除するため。

イ：滞納者に財産隠匿を促すため。

ウ：執行機関の手続費用を増やすため。

エ：他に容易に徴収できる財産がある場合に、先行強制換価手続の配当債権者など利害関係人の利益を不必要に害さないため。

答え・解説 正答：エ

ア：免除制度ではない。

イ：隠匿促進ではない。

ウ：費用増加が目的ではない。

エ：第83条・第88条は必要性の乏しい参加による第三者不利益を抑える。

総合解説：徴収確保と第三者保護を調整する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q089 交付要求・参加差押え > 強制換価手続との調整 | 難易度：応用

問題：先行する換価手続の種類と国税側の対応の組合せとして最も適切なものはどれか。
ア：裁判所等の強制換価手続には交付要求が基本となり、他の行政機関等の滞納処分による先行差押えには要件を満たせば参加差押えも選択肢となる。
イ：どの先行手続にも必ず参加差押えだけをする。
ウ：裁判所の競売に参加差押えをすれば必ず裁判所差押えが税務署差押えになる。
エ：先行滞納処分には交付要求も参加差押えも一切できない。

答え・解説 正答：ア

ア：参加差押えは先行滞納処分との調整に特徴があり、通常交付要求は広い強制換価手続で使われる。
イ：制度の適用場面が異なる。
ウ：裁判所差押えを自動変換する制度ではない。
エ：配当参加制度がある。
総合解説：執行主体を先に確認すると制度選択を誤りにくい。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q090 交付要求・参加差押え > 強制換価手続との調整 | 難易度：応用

問題：滞納者の財産に他の強制換価手続が存在する場合の国税徴収上の基本的な検討順序として最も適切なものはどれか。
ア：先行手続の種類を確認せず常に同じ書面を出す。
イ：先行手続の種類・執行機関と自らの差押可能要件を確認し、交付要求か参加差押えかを選び、手続費用・先行債権・解除時の効力まで確認する。
ウ：国税額が大きければ他手続を無視する。
エ：先行手続があれば何もせず終了を待つ。

答え・解説 正答：イ

ア：制度別要件がある。
イ：強制換価手続との調整では手続選択と配当順位・解除リスクの両方を見る。
ウ：他手続を無視できない。
エ：配当確保のため積極的手続が必要な場合がある。
総合解説：交付要求・参加差押えは国税徴収法の頻出比較論点である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q091 換価・配当 > 公売・随意契約 | 難易度：基礎

問題：差押財産の公売方法として最も適切なものはどれか。

ア：原則として入札又は競り売りにより行う。

イ：税務署長が必ず自ら買い取る。

ウ：滞納者が任意に価格を決めて譲渡する。

エ：一般債権者だけの多数決で売却する。

答え・解説 正答：ア

ア：国税徴収法上の公売は入札又は競り売りを基本とする。

イ：国による買入れは例外的制度である。

ウ：滞納者の任意売却とは異なる。

エ：多数決で売却方法を決めない。

総合解説：公売と随意契約をまず区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q092 換価・配当 > 公売・随意契約 | 難易度：標準

問題：差し押さえた財産のうち、第89条の公売等による換価対象から原則として除かれるものはどれか。

ア：不動産。

イ：金銭や、取立てによって回収する債権。

ウ：自動車。

エ：換価可能な特許権。

答え・解説 正答：イ

ア：不動産は典型的換価対象である。

イ：金銭はそのまま充当でき、債権は原則取立てによるため、公売等の換価対象から外れる。

ウ：自動車も換価対象となり得る。

エ：無体財産権も換価対象となり得る。

総合解説：財産類型により「取立て」と「換価」を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q093

換価・配当 > 公売・随意契約 | 難易度：基礎

問題：国税徴収法上の随意契約による売却の説明として最も適切なものはどれか。

ア：公売参加者がくじで買受人を決める方法。

イ：滞納者が自由に買受人を指定する制度。

ウ：入札又は競り売りによらず、税務署長が買受人及び価額を決定して売却する方法。

エ：債権者が換価代金を直接分配する方法。

答え・解説

正答：ウ

ア：くじ方式ではない。

イ：滞納者の自由処分ではない。

ウ：第109条の随意契約は、公売方式を用いず税務署長が買受人と価額を決定する。

エ：配当制度とは別である。

総合解説：公売の例外的売却方法である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q094

換価・配当 > 公売・随意契約 | 難易度：標準

問題：随意契約による売却が認められる場面について最も適切なものはどれか。

ア：税務署長が手間を省きたいと思えば常に利用できる。

イ：滞納者が希望すれば必ず利用できる。

ウ：高額財産では必ず随意契約になる。

エ：法令上買受可能な者が1人しかいない場合や、公売で買受申込みがなく一定条件を満たす場合など、法定の場合に限られる。

答え・解説

正答：エ

ア：単なる便宜では足りない。

イ：滞納者の希望だけでは足りない。

ウ：高額かどうかだけで決まらない。

エ：随意契約は法定事由がある場合に限って利用される。

総合解説：例外方式なので要件確認が必要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q095

換価・配当 > 公売・随意契約 | 難易度：基礎

問題：公売で最高価申込者とするための基本的な条件として最も適切なものはどれか。

ア：買受申込価額が見積価額以上で、かつ最高の価額であること。

イ：見積価額未満でも最初の申込者ならよい。

ウ：最低価額の申込者を選ぶ。

エ：滞納者と親しい申込者を優先する。

答え・解説

正答：ア

ア：最高価申込者は見積価額以上で最高価の申込者から決定する。

イ：見積価額未満では足りない。

ウ：最高価を基準とする。

エ：人的関係は基準ではない。

総合解説：見積価額と最高価の双方を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q096

換価・配当 > 公売・随意契約 | 難易度：標準

問題：公売を実施したが適法な買受申込みがなく売却できなかった場合の対応として最も適切なものはどれか。

ア：その財産は永久に換価できなくなる。

イ：再公売や、要件を満たす場合の随意契約による売却を検討できる。

ウ：必ず滞納者へ無条件返還する。

エ：国税を自動的に免除する。

答え・解説

正答：イ

ア：永久換価不能ではない。

イ：公売不成立後も再公売等の換価手段がある。

ウ：直ちに返還とは限らない。

エ：国税免除にはならない。

総合解説：公売不成立と徴収権消滅を混同しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q097 換価・配当 > 公売・随意契約 | 難易度：標準

問題：複数の差押財産を一括して換価することが相当と認められる典型例として最も適切なものはどれか。

ア：個別売却の方が明らかに高価になる場合。

イ：一括すると担保権者の配当に重大な支障が出る場合。

ウ：財産が相互に関連し、一括売却する方が高価有利に売却でき、権利関係上の不当な支障もない場合。

エ：財産間に何の関連もなく一括する合理性もない場合。

答え・解説 正答：ウ

ア：高価有利性に反する。

イ：不当な支障がある。

ウ：第89条は関連性、高価有利性、配当上の支障の有無等を一括換価判断で考慮する。

エ：合理性が乏しい。

総合解説：一括換価は徴収効率と権利保護の双方を見る。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q098 換価・配当 > 公売・随意契約 | 難易度：標準

問題：公売等による換価で買受人が取得する権利の性質として最も適切なものはどれか。

ア：常に原始取得である。

イ：国から無償で贈与される。

ウ：抵当権者から直接取得する。

エ：原則として滞納者からの承継取得である。

答え・解説 正答：エ

ア：原始取得ではない。

イ：無償贈与ではない。

ウ：滞納者の権利を承継する。

エ：国税徴収基本通達は換価による権利取得を承継取得とする。

総合解説：ただし換価に伴う担保権等の消滅規定がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q099 換価・配当 > 公売・随意契約 | 難易度：標準

問題：買受人が買受代金を納付して換価財産の権利を取得した場合、財産上の抵当権等について最も適切な説明はどれか。

- ア：原則として質権・抵当権・先取特権等は消滅するが、法定の担保権引受けがある場合は存続する。
イ：すべての担保権が必ず永久に存続する。
ウ：すべての担保権が必ず例外なく消滅する。
エ：担保権の有無は買受人に一切関係しない。

答え・解説 正答：ア

ア：換価により担保権は原則消滅するが、引受けの例外がある。
イ：原則と逆である。
ウ：引受け例外がある。
エ：権利関係は重要である。
総合解説：公売財産の権利関係確認に直結する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q100 換価・配当 > 公売・随意契約 | 難易度：応用

問題：差押財産の売却方法を選択する際の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

- ア：最初からすべて随意契約にする。
イ：原則は入札・競り売りによる公売とし、法定事由がある場合に随意契約を用い、売却後は買受代金納付と権利移転・担保権処理へ進む。
ウ：公売では見積価額を考慮しない。
エ：売却後も権利移転手続は不要である。

答え・解説 正答：イ

ア：随意契約は例外である。
イ：公売を基本とし、随意契約は例外として法定要件で利用する。
ウ：見積価額は最高価申込者決定等で重要である。
エ：権利移転手続が必要である。
総合解説：換価手続を一連の流れで理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q101 換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：基礎

問題：国税徴収法上「配当すべき金銭」に含まれるものとして最も適切なものはどれか。
ア：滞納者の将来所得を見込みで計上した金額。
イ：税務署の一般会計予算。
ウ：差押財産の売却代金、差し押さえた金銭債権の取立金、交付要求により交付を受けた金銭など。
エ：債権者が希望した任意の金額。

答え・解説 正答：ウ

ア：実在しない見込額ではない。
イ：予算ではない。
ウ：第128条は売却代金・取立金・交付要求による受領金等を配当原資とする。
エ：任意額ではない。
総合解説：まず配当原資を特定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q102 換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：標準

問題：換価代金の配当対象となり得る債権として最も適切なものはどれか。
ア：滞納者と無関係な第三者の借金すべて。
イ：将来発生する可能性だけの不特定債権。
ウ：換価財産に何の関係もなく配当参加手続もない債権。
エ：滞納処分費、交付要求に係る国税等、一定の質権・抵当権・先取特権の被担保債権等。

答え・解説 正答：エ

ア：無関係債権は対象外である。
イ：不特定な可能性だけでは足りない。
ウ：配当参加の根拠が必要である。
エ：第129条は配当対象を法定している。
総合解説：配当対象かどうかと優先順位は別に判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q103

換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：基礎

問題：公売財産の配当を受けるために債権現在額申立書を提出する場合の原則的な提出期限として最も適切なものはどれか。

ア：売却決定の日の前日まで。

イ：換価代金交付日の1年後まで。

ウ：公売公告の10年前まで。

エ：期限はなく口頭申立てだけでよい。

答え・解説

正答：ア

ア：第130条関係では原則として売却決定日の前日までに提出する。

イ：事後1年ではない。

ウ：10年前ではない。

エ：書面提出制度である。

総合解説：差押債権の取立てによる配当では取立ての日までという別ルールがある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q104

換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：標準

問題：債権現在額申立書に記載する私債権の現在額の範囲として最も適切なものはどれか。

ア：元本だけで附帯債権は一切除外する。

イ：元本のほか利息、損害金、費用その他の附帯債権を含む総額。

ウ：債権者の将来の希望利益まで無制限に含める。

エ：債務者の全財産額を記載する。

答え・解説

正答：イ

ア：附帯債権も含み得る。

イ：通達は元本・利息・損害金・費用等の総額を債権現在額とする。

ウ：未確定の希望利益を無制限に含めない。

エ：財産額ではなく債権額である。

総合解説：配当計算には基準時点の債権額を用いる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q105 換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：標準

問題：登記することができない質権・先取特権又は留置権により担保される債権が税務署に知られておらず、所定時までに債権現在額申立書も提出されなかった。この場合の配当として最も適切なものはどれか。

ア：税務署が知らなくても必ず最優先で全額配当される。

イ：申立書不要で滞納国税が自動消滅する。

ウ：その債権は配当を受けられない場合がある。

エ：買受人が私費で全額補填する。

答え・解説 正答：ウ

ア：把握できない権利へ自動配当しない。

イ：国税消滅とは無関係。

ウ：第130条は知れていない一定の非登記担保債権について申立てを配当要件とする。

エ：買受人の私費補填制度ではない。

総合解説：公示できない担保権は申立てが特に重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q106 換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：標準

問題：配当計算書の謄本の交付について最も適切な説明はどれか。

ア：配当額が0円なら絶対に送らない。

イ：滞納者だけに送り債権者には送らない。

ウ：口頭で配当額を伝えれば配当計算書は不要。

エ：配当金額が0円となる債権者に対しても、法定の対象者には謄本を送送する。

答え・解説 正答：エ

ア：0円でも送付対象となる。

イ：債権者にも通知する。

ウ：書面による配当計算が必要である。

エ：第131条関係通達は配当額がない債権者にも謄本送付を求める。

総合解説：配当の透明性と不服申立て機会を確保する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q107 換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：標準

問題：換価代金からある国税へ配当された金銭を、その国税の本税・延滞税等へ充てる順序として最も適切なものはどれか。

- ア：まず徴収の基因となった国税の本税に充て、その後に延滞税、利子税、加算税等へ充てる。
イ：必ず加算税から先に充てる。
ウ：延滞税だけに全額充てる。
エ：本税と附帯税を無作為に半分ずつ充てる。

答え・解説 正答：ア

ア：第129条関係通達は本税を先にし、その後附帯税へ充てる。
イ：加算税先行ではない。
ウ：本税も対象である。
エ：無作為配分ではない。
総合解説：債権間の優先順位と、一つの国税内部の充当順位を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q108 換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：標準

問題：公売で買受人が一定の抵当権を引き受ける条件となっている場合、その抵当権被担保債権の配当について最も適切なものはどれか。

- ア：引受けても必ず全額配当する。
イ：買受人に引き受けさせた担保権の被担保債権には、原則として換価代金から配当しない。
ウ：引受けると国税が二倍になる。
エ：担保権引受けは配当と無関係である。

答え・解説 正答：イ

ア：引受けと配当の二重保護を避ける。
イ：第129条は買受人引受けの担保権債権を配当対象から外す。
ウ：国税増額ではない。
エ：配当処理に直接関係する。
総合解説：担保権が消滅するか引き受けられるかを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q109 換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：標準

問題：担保権の目的となっている財産と、担保権の目的となっていない財産を一括換価し、その担保権被担保債権が国税に優先しない場合の国税配当として最も適切なものはどれか。

ア：まず担保財産の代金だけから国税へ配当する。

イ：一括換価したら財産別の関係を一切無視する。

ウ：まず担保権の目的となっていない財産の売却代金から順次国税へ配当する。

エ：国税には配当しない。

答え・解説 正答：ウ

ア：担保関係を踏まえた配当調整がある。

イ：権利関係を無視しない。

ウ：第129条関係通達はこの場合、非担保財産側から国税へ配当する扱いを定める。

エ：国税も配当対象である。

総合解説：一括換価でも財産ごとの権利関係を考慮する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q110 換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：応用

問題：不動産の換価代金が10,000,000円、強制換価手続費用が1,000,000円、国税に優先する抵当権被担保債権が3,000,000円、滞納国税が4,000,000円である。ほかに優先債権はない。国税への配当額として正しいものはどれか。

ア：6,000,000円。滞納国税額を超えて配当する。

イ：3,000,000円。抵当権額と同額に固定する。

ウ：0円。抵当権が一つあるだけで国税は配当されない。

エ：4,000,000円。手続費用と先行抵当権を控除しても国税全額を配当できる。

答え・解説 正答：エ

ア：国税額を超えて配当しない。

イ：抵当権額に連動しない。

ウ：残余があるため配当される。

エ：1,000万円 - 100万円 - 300万円 = 600万円の残余があり、国税400万円は全額配当できる。

総合解説：順位に従って控除し、債権額を上限に配当する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q111 換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：基礎

問題：換価代金6,000,000円から、直接の滞納処分費500,000円と国税に優先する抵当権4,000,000円を先に配当する。滞納国税3,000,000円への配当額はいくらか。

ア：1,500,000円。残余額の範囲で国税へ配当する。

イ：3,000,000円。換価代金を超えても国税全額を配当する。

ウ：500,000円。滞納処分費と同額しか配当できない。

エ：0円。優先抵当権があれば残余も国税に配当できない。

答え・解説 正答：ア

ア：600万円 - 50万円 - 400万円 = 150万円が国税へ回る。

イ：原資を超える配当はできない。

ウ：滞納処分費額とは無関係である。

エ：残余は国税へ配当できる。

総合解説：不足分の国税は別の財産等から徴収を検討する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q112 換価・配当 > 換価代金の配当 | 難易度：基礎

問題：換価代金の配当手続の基本的な流れとして最も適切なものはどれか。

ア：先に債権者へ任意額を支払い、後から順位を決める。

イ：配当原資と配当対象債権を特定し、債権現在額を確認し、法定優先順位で配当額を計算して配当計算書を作成・通知する。

ウ：配当対象債権を確認せず国税だけに全額支払う。

エ：配当計算書を作らず口頭で終了する。

答え・解説 正答：イ

ア：順位確認が先である。

イ：第128条から第131条までが配当原資・債権・順位・計算書の流れを構成する。

ウ：他の法定配当債権も確認する。

エ：配当計算書が必要である。

総合解説：配当は換価後の最終的な権利調整手続である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q113 換価・配当 > 優先順位計算 | 難易度：基礎

問題：換価代金12,000,000円、強制換価手続費用1,000,000円、法定納期限等以前の抵当権債権4,000,000円、滞納国税5,000,000円、一般債権6,000,000円である。各債権への配当として最も適切なものはどれか。

ア：国税500万円を最初に配当し、手続費用は最後にする。

イ：一般債権600万円を先に配当し、国税は0円とする。

ウ：手続費用100万円、抵当権400万円、国税500万円、一般債権200万円。

エ：抵当権を無視して国税500万円と一般債権600万円を全額配当する。

答え・解説 正答：ウ

ア：第9条に反する。

イ：一般債権は国税に劣後する。

ウ：手続費用→先行抵当権→国税→一般債権の順で、残額200万円を一般債権へ配当する。

エ：抵当権保護を無視している。

総合解説：順位と原資を同時に計算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q114 換価・配当 > 優先順位計算 | 難易度：標準

問題：滞納処分による売却代金4,000,000円、当該換価に直接係る滞納処分費500,000円、国税に優先する抵当権債権2,000,000円、滞納国税3,000,000円である。国税本体への配当はいくらか。

ア：3,000,000円。原資不足でも全額配当する。

イ：500,000円。滞納処分費と同額にする。

ウ：0円。抵当権が存在すれば国税は常に無配当である。

エ：1,500,000円。滞納処分費50万円と抵当権200万円の後の残額である。

答え・解説 正答：エ

ア：原資を超えない。

イ：費用額に連動しない。

ウ：残余は国税へ配当できる。

エ：400万円 - 50万円 - 200万円 = 150万円。

総合解説：直接滞納処分費も最初に控除する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q115 換価・配当 > 優先順位計算 | 難易度：標準

問題：換価代金8,000,000円、適法な留置権被担保債権3,000,000円、滞納国税6,000,000円で、他の優先債権・費用はない。原則として国税へ配当できる額として最も適切なものはどれか。

ア：5,000,000円。留置権300万円を先に配当した残額である。

イ：6,000,000円。国税を常に留置権より優先する。

ウ：3,000,000円。留置権と同額に限定する。

エ：0円。留置権があると国税は一切配当されない。

答え・解説 正答：ア

ア：留置権は国税に優先し得るため、800万円 - 300万円 = 500万円を国税へ配当する。

イ：留置権優先の特則を無視している。

ウ：配当額は残余で決まる。

エ：残余がある。

総合解説：留置権は成立時期による一般的制限が質権・抵当権と異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q116 換価・配当 > 優先順位計算 | 難易度：基礎

問題：換価代金7,000,000円、滞納国税4,000,000円、法定納期限等より後に設定された抵当権債権5,000,000円で、他の優先債権・費用はない。配当として最も適切なものはどれか。

ア：抵当権500万円を先に配当し国税200万円とする。

イ：国税400万円を先に配当し、残り300万円を抵当権債権へ配当する。

ウ：両者へ350万円ずつ配当する。

エ：抵当権があるため国税は0円とする。

答え・解説 正答：イ

ア：設定時期を無視している。

イ：後発抵当権は原則国税に劣後するため、国税全額後の残額を抵当権へ配当する。

ウ：均等配当ではない。

エ：国税優先原則が働く。

総合解説：法定納期限等との前後を必ず確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q117 換価・配当 > 優先順位計算 | 難易度：標準

問題：国税の法定納期限等と同じ日に適法に登録された抵当権債権2,000,000円、滞納国税5,000,000円、換価代金6,000,000円である。他の費用・債権はない。配当として最も適切なものはどれか。

ア：国税500万円を先に配当し、抵当権100万円とする。

イ：同日なので必ず300万円ずつとする。

ウ：抵当権200万円を先に配当し、残り400万円を国税へ配当する。

エ：同日設定抵当権は無効として国税だけへ配当する。

答え・解説 正答：ウ

ア：同日を後発扱いしている。

イ：均等順位ではない。

ウ：「以前」には同日を含むため、同日設定抵当権は第16条の保護対象となり得る。

エ：抵当権は無効ではない。

総合解説：境界日を読み誤らない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q118 換価・配当 > 優先順位計算 | 難易度：応用

問題：換価代金5,000,000円、不動産保存の先取特権債権1,000,000円、滞納国税5,000,000円で、他の費用・債権はない。第19条の優先要件を満たす場合、国税への配当額はいくらか。

ア：5,000,000円。国税を必ず先にする。

イ：1,000,000円。先取特権と同額にする。

ウ：0円。先取特権があれば国税は全部劣後する。

エ：4,000,000円。先取特権100万円の後の残額である。

答え・解説 正答：エ

ア：特則を無視している。

イ：残額は400万円である。

ウ：国税は残余へ配当される。

エ：第19条型先取特権が優先するため残額400万円を国税へ配当する。

総合解説：先取特権の種類を確認して順位を決める。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q119 換価・配当 > 優先順位計算 | 難易度：標準

問題：同一財産の換価代金9,000,000円について、先行差押えに係る国税5,000,000円と、その後の交付要求に係る地方税6,000,000円がある。他に優先債権・費用はない。基本的な配当として最も適切なものはどれか。

ア：国税500万円を先に配当し、残り400万円を地方税へ配当する。

イ：地方税600万円を先に配当し国税300万円とする。

ウ：両者へ450万円ずつ配当する。

エ：交付要求地方税だけに900万円全額を配当する。

答え・解説 正答：ア

ア：差押先着手により先行国税が後行地方税に先だつ。

イ：先後関係が逆である。

ウ：均等配当ではない。

エ：先行差押国税を無視している。

総合解説：国税・地方税間は先着手規定を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q120 換価・配当 > 優先順位計算 | 難易度：応用

問題：換価代金の優先順位計算で最初に整理すべき事項として最も適切なものはどれか。

ア：債権額が最大の者を無条件で最優先とする。

イ：換価手続費用・直接滞納処分費、国税地方税の先着手、法定納期限等以前の担保権、留置権・先取特権などを財産ごとに時系列で整理する。

ウ：債権者の人数だけで順位を決める。

エ：すべての債権を均等按分する。

答え・解説 正答：イ

ア：金額の大小だけではない。

イ：優先順位は法定ルールの組合せで決まる。

ウ：人数ではない。

エ：均等配当が原則ではない。

総合解説：計算前の法的順位判定が得点の核心である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q121

納税緩和・特殊責任 > 納税猶予・換価の猶予 | 難易度：基礎

問題：通常の納税の猶予が認められ得る事由として最も適切なものはどれか。

ア：単に納税したくないという意思だけ。

イ：投資目的で手元資金を残したい場合。

ウ：災害、病気・負傷、事業の休止・廃止などに基つき国税を一時に納付できない場合。

エ：滞納後に理由なく支払を先延ばししたい場合。

答え・解説

正答：ウ

ア：主観的希望だけでは足りない。

イ：投資資金確保は典型事由ではない。

ウ：国税通則法第46条は災害・病気・事業休廃止等を典型事由とする。

エ：法定要件が必要である。

総合解説：納税猶予は納付困難事由と一時納付不能を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q122

納税緩和・特殊責任 > 納税猶予・換価の猶予 | 難易度：基礎

問題：災害による「相当な損失」の目安として国税通則法基本通達が示すものはどれか。

ア：おおむね1%以上。

イ：必ず50%超。

ウ：金額割合は一切考慮しない。

エ：原則として、災害による損失額が全積極財産価額のおおむね20%以上であること。

答え・解説

正答：エ

ア：1%は目安ではない。

イ：必ず50%超ではない。

ウ：財産価額に対する割合を考慮する。

エ：基本通達は相当な損失をおおむね20%以上とする。

総合解説：重要財産について区分ごとに判定できる場合もある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q123

納税緩和・特殊責任 > 納税猶予・換価の猶予 | 難易度：標準

問題：国税通則法第46条に基づく納税の猶予の期間について、基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：原則として1年以内の範囲で必要な期間を定める。

イ：必ず10年間。

ウ：期限の上限は存在しない。

エ：必ず1日だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：納税猶予は原則1年以内を基本とする。

イ：10年固定ではない。

ウ：無期限制度ではない。

エ：事情に応じた期間を定める。

総合解説：延長制度の要件は別途判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q124

納税緩和・特殊責任 > 納税猶予・換価の猶予 | 難易度：標準

問題：職権による換価の猶予で求められる「納税について誠実な意思」の説明として最も適切なものはどれか。

ア：口頭で『払う』と言えば他事情を一切見ない。

イ：現在、滞納国税を優先的に納付する意思を有し、過去の納付状況や資金調達努力等も含め総合判断される。

ウ：滞納国税より私的娯楽支出を優先しても必ず認められる。

エ：過去の分割納付履行状況は考慮できない。

答え・解説

正答：イ

ア：形式的発言だけではない。

イ：第151条関係通達は現在の納税意思と過去の履行・努力を総合考慮する。

ウ：優先的納付意思に反する。

エ：履行状況も判断要素である。

総合解説：換価猶予は徴収確保と事業・生活維持を両立させる制度である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q125

納税緩和・特殊責任 > 納税猶予・換価の猶予 | 難易度：標準

問題：申請による換価の猶予について、原則的な申請期間として正しいものはどれか。

ア：納期限から10年以内。

イ：差押え後1日以内だけ。

ウ：その国税の納期限から6か月以内。

エ：申請期限は全くない。

答え・解説

正答：ウ

ア：10年ではない。

イ：差押翌日だけではない。

ウ：第151条の2は納期限から6月を申請期間とする。

エ：法定申請期間がある。

総合解説：納税猶予と換価猶予では申請要件が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q126

納税緩和・特殊責任 > 納税猶予・換価の猶予 | 難易度：標準

問題：申請による換価の猶予について、納期限から6か月の申請期間内であれば差押え等の滞納処分は当然に禁止されるか。

ア：申請期間中は自動的に全ての滞納処分が停止する。

イ：申請期間中は国税が消滅する。

ウ：申請可能期間中は督促も法律上存在しない。

エ：禁止されず、猶予決定前は要件を満たせば滞納処分を行うことができる。

答え・解説

正答：エ

ア：申請可能性だけで自動停止しない。

イ：税債務は消滅しない。

ウ：督促制度も別に存在する。

エ：通達は申請期間内でも差押え等を妨げないとする。

総合解説：申請の存在と猶予決定の効果を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q127

納税緩和・特殊責任 > 納税猶予・換価の猶予 | 難易度：応用

問題：申請又は職権による換価の猶予の期間として原則最も適切なものはどれか。

ア：1年を限度として、分割納付により完納できる最短期間。

イ：必ず5年間。

ウ：無期限。

エ：公売が終わるまで自動継続。

答え・解説

正答：ア

ア：換価猶予は1年を限度とし、必要最短期間を定める。

イ：5年固定ではない。

ウ：無期限ではない。

エ：公売終了時まで自動ではない。

総合解説：必要以上に長く猶予しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q128

納税緩和・特殊責任 > 納税猶予・換価の猶予 | 難易度：応用

問題：換価の猶予をする場合の納付方法について最も適切なものはどれか。

ア：猶予中は一切納付しなくてよい。

イ：滞納者の資産・収支を踏まえ、合理的な分割納付期限と分割納付金額を設定する。

ウ：毎回同額でなければ法律上無効。

エ：滞納者の支払能力を考慮してはならない。

答え・解説

正答：イ

ア：猶予は免除ではない。

イ：第152条は納付能力を踏まえた分割納付を予定する。

ウ：事情に応じた設定が可能である。

エ：納付能力を考慮する。

総合解説：猶予中も完納へ向けた納付計画が必要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q129

納税緩和・特殊責任 > 納税猶予・換価の猶予 | 難易度：応用

問題：滞納処分の停止と納税・換価の猶予の違いとして最も適切なものはどれか。

ア：停止は納税者の希望だけで必ず認められる。

イ：停止中も新たな差押えを必ず行う。

ウ：滞納処分の停止は無財産、生活の著しい窮迫、住所・財産不明等を理由に職権で行う制度で、既存差押えは原則解除を要する。

エ：猶予と停止は名称だけ違い効果も完全に同じ。

答え・解説

正答：ウ

ア：職権制度である。

イ：停止中は新規差押えが制限される。

ウ：第153条は停止の独自要件と差押解除効果を定める。

エ：制度目的・要件が異なる。

総合解説：猶予・停止・差押解除の関係を整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q130

納税緩和・特殊責任 > 納税猶予・換価の猶予 | 難易度：応用

問題：納税緩和制度の選択に関する基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：どの事案でも必ず滞納処分の停止だけを使う。

イ：国税を払いたくない場合は自由に制度を選べる。

ウ：換価の猶予は納税義務を消滅させる制度である。

エ：災害・病気等による一時納付困難なら納税の猶予、事業・生活維持への支障等で換価を待つ必要があれば換価の猶予、無財産等なら滞納処分の停止を検討する。

答え・解説

正答：エ

ア：一律ではない。

イ：法定要件がある。

ウ：猶予は免除ではない。

エ：各制度は要件・効果が異なる。

総合解説：事実関係から適切な制度を選ぶ総合問題に備える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q131

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：基礎

問題：第二次納税義務が成立する基本的な仕組みとして最も適切なものはどれか。

ア：第33条から第41条までに定める特定の納税者が国税を滞納し、各条の要件を満たすことにより成立する。

イ：すべての親族が自動的に成立する。

ウ：滞納がなくても必ず成立する。

エ：私債権者が希望すれば成立する。

答え・解説

正答：ア

ア：第32条関係通達は主たる納税者の滞納と各条要件を成立要件とする。

イ：親族一般に自動拡張しない。

ウ：滞納等の要件がある。

エ：私的希望では成立しない。

総合解説：第二次納税義務は例外的な徴収責任である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q132

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：基礎

問題：第二次納税義務が抽象的に成立した後、具体的な納付義務を確定させる手続として最も適切なものはどれか。

ア：公売公告だけ。

イ：納付通知書による告知。

ウ：滞納者の口頭承諾だけ。

エ：私債権者の請求書だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：公売公告とは別である。

イ：第32条関係通達は納付通知書による告知が具体的確定の性質を持つとする。

ウ：本人同意だけではない。

エ：私債権者の請求ではない。

総合解説：成立と確定を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q133

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：標準

問題：第二次納税義務者の財産の換価について最も適切な説明はどれか。

ア：第二次納税義務者の財産を必ず最初に換価する。

イ：主たる納税者の財産は一切調べなくてよい。

ウ：原則として主たる納税者の財産を換価に付す前は、第二次納税義務者の財産を換価できない。

エ：第二次納税義務者財産は永久に換価禁止。

答え・解説

正答：ウ

ア：補充的責任の性質に反する。

イ：主たる納税者財産も徴収対象である。

ウ：第89条関係通達は主たる納税者財産の換価先行を原則とする。

エ：条件を満たせば換価できる。

総合解説：第二次納税義務の補充性を理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q134

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：標準

問題：第33条による第二次納税義務の対象となり得る者として最も適切なものはどれか。

ア：株式会社の一般株主すべて。

イ：会社の一般顧客。

ウ：会社と無関係な土地所有者。

エ：合名会社や一定の工業法人等の無限責任社員。

答え・解説

正答：エ

ア：株主一般ではない。

イ：顧客ではない。

ウ：無関係な第三者ではない。

エ：第33条は合名会社等の無限責任社員を対象とする。

総合解説：法人形態と社員責任の性質を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q135

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：基礎

問題：滞納者が事業を生計一親族等の特殊関係者へ譲渡し、第38条の要件を満たす場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：その特殊関係者に第二次納税義務が成立する場合がある。
- イ：特殊関係者への譲渡なら国税は必ず免除される。
- ウ：事業譲受人にはどのような場合も責任がない。
- エ：譲渡後に離婚すれば譲渡時の特殊関係判定は必ず消える。

答え・解説

正答：ア

- ア：第38条は特殊関係者による事業譲受けに第二次納税義務を定める。
 - イ：免除制度ではない。
 - ウ：法定責任があり得る。
 - エ：判定は原則事業譲渡時の現況による。
- 総合解説：特殊関係者該当性の判定時点に注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q136

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：標準

問題：滞納者が財産を第三者へ無償又は著しく低い額で譲渡し、その結果、滞納国税の徴収不足が生じるなど第39条の要件を満たす場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：無償譲渡すれば国税は必ず消滅する。
- イ：譲受人等に第二次納税義務が成立する場合がある。
- ウ：譲受人は常に何の責任も負わない。
- エ：第39条は滞納処分費の計算だけを定める。

答え・解説

正答：イ

- ア：税債務消滅ではない。
 - イ：第39条は無償・著しい低額譲渡等による徴収回避を調整する。
 - ウ：要件により責任が生じ得る。
 - エ：第二次納税義務規定である。
- 総合解説：財産流出と徴収不足の因果関係を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q137

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：標準

問題：第39条の「著しく低い額の対価」の判定について、不動産等の値幅のある財産に関する通達上の目安として最も適切なものはどれか。

ア：時価の99%なら必ず著しく低い額。

イ：時価の2分の1を1円でも超えれば絶対に該当しない。

ウ：対価が時価のおおむね2分の1に満たない場合は、特段の事情がなければ著しく低い額と判定する方向となる。

エ：対価と時価の比較は一切しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：99%を当然低額とはしない。

イ：2分の1超でも事情により該当し得る。

ウ：通達はおおむね2分の1を目安とするが機械的な絶対線ではない。

エ：時価との差を考慮する。

総合解説：「おおむね」は幅を持つ概念である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q138

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：標準

問題：第39条の「著しく低い額の対価」に該当するかを判定する時期として原則最も適切なものはどれか。

ア：換価代金配当の日だけ。

イ：第二次納税義務者が納付した日。

ウ：税務調査開始日の時価だけ。

エ：譲渡等の処分の基因となった契約が成立した時の現況。

答え・解説

正答：エ

ア：配当日基準ではない。

イ：納付日基準ではない。

ウ：調査開始日基準ではない。

エ：通達は原則契約成立時の現況で低額性を判定する。

総合解説：契約成立と実際の権利移転が異なる場合にも注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q139

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：標準

問題：滞納者が生計を一にする親族へ通常必要な生活費・学費として社会通念上相当な金銭を交付した場合、第39条の無償譲渡等としての取扱いは原則どうなるか。

ア：通常、社会通念上相当な範囲であれば第39条の無償譲渡等には当たらない。

イ：親族への無償交付は金額に関係なく必ず第二次納税義務。

ウ：学費は常に著しい低額譲渡として扱う。

エ：生活費の支払は譲渡担保財産となる。

答え・解説

正答：ア

ア：通達は通常の生活費・学費等の相当な交付を第39条の対象外とする。

イ：一律適用ではない。

ウ：通常の学費は除外され得る。

エ：譲渡担保ではない。

総合解説：徴収回避目的の財産移転と通常扶養支出を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q140

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：応用

問題：国税徴収法第24条の「譲渡担保財産」の説明として最も適切なものはどれか。

ア：通常の売買で完全に担保目的のない財産。

イ：納税者が所有財産を債権者等へ譲渡し、その譲渡によって自己又は第三者の債務の担保目的となっている財産。

ウ：相続により取得しただけの財産。

エ：差押禁止財産の総称。

答え・解説

正答：イ

ア：担保目的がない通常売買とは異なる。

イ：第24条は担保目的で所有権形式を移す財産を譲渡担保財産とする。

ウ：相続だけではない。

エ：差押禁止の概念ではない。

総合解説：形式的所有権移転と実質担保を見分ける。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q141

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：基礎

問題：譲渡担保権者が第24条により負う責任の性質として最も適切なものはどれか。

ア：常に第39条の第二次納税義務そのものである。

イ：譲渡担保権者の全財産について無制限に責任を負う。

ウ：譲渡担保財産を対象とする物的納税責任であり、第二次納税義務とは区別される。

エ：税法上何の責任も生じない。

答え・解説

正答：ウ

ア：制度が異なる。

イ：原則責任対象は譲渡担保財産である。

ウ：第24条は譲渡担保財産からの徴収を認める物的責任である。

エ：法定責任がある。

総合解説：第二次納税義務と譲渡担保物的責任を混同しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q142

納税緩和・特殊責任 > 第二次納税義務・譲渡担保 | 難易度：標準

問題：主たる納税者から第三者へ財産・事業が移転している事案で、特殊責任を検討する順序として最も適切なものはどれか。

ア：すべて第39条だけで処理する。

イ：第三者へ移転していれば常に税責任はない。

ウ：どの制度でも第三者の全財産へ無制限に執行する。

エ：担保目的の譲渡なら第24条、特殊関係者への事業譲渡なら第38条、無償・著しい低額の財産移転なら第39条など、事実類型ごとに適用条文と責任範囲を判定する。

答え・解説

正答：エ

ア：一条文で一律処理しない。

イ：責任が生じ得る。

ウ：責任範囲には法定限度がある。

エ：特殊責任は移転原因・関係性・対価・担保目的等で適用条文が分かれる。

総合解説：事実認定→条文選択→責任範囲の順で解く。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q143

納税緩和・特殊責任 > 保全・不服・総合事例 | 難易度：基礎

問題：国税徴収法第158条の保全担保の趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：一定の間接税等を現に滞納し、将来課される同種国税の徴収確保が困難と認められる場合に、将来の徴収を保全するため担保提供を命ずること。

イ：すべての納税者に常時担保を提供させる制度。

ウ：滞納国税を免除する制度。

エ：私債権者のために担保を設定する制度。

答え・解説

正答：ア

ア：第158条は将来の一定国税の徴収確保を目的とする。

イ：対象・要件が限定される。

ウ：免除ではない。

エ：国税徴収の保全である。

総合解説：確定済み滞納処分とは別の予防的措置である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q144

納税緩和・特殊責任 > 保全・不服・総合事例 | 難易度：応用

問題：第159条の保全差押えを行うための要件として最も適切なものはどれか。

ア：単に将来税額が発生しそうというだけ。

イ：不正に国税を免れた等の嫌疑に基づく差押え・押収・逮捕等があり、税額確定後では全額徴収を確保できないと認められること。

ウ：納税者が旅行予定であるだけ。

エ：税額確定後に必ず十分徴収できる場合。

答え・解説

正答：イ

ア：抽象的可能性だけでは足りない。

イ：保全差押えには犯則嫌疑に基づく所定処分と将来の徴収不足見込みが必要である。

ウ：旅行予定だけでは要件にならない。

エ：徴収確保できるなら保全必要性がない。

総合解説：未確定国税についての強い保全措置なので要件が厳格である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q145

納税緩和・特殊責任 > 保全・不服・総合事例 | 難易度：基礎

問題：保全差押えで直ちに差し押さえることができる財産価額の限度として最も適切なものはどれか。

ア：納税者の全財産を金額無制限で差し押さえる。

イ：常に1円だけ。

ウ：法定の保全差押金額を限度とする。

エ：将来の推定所得全額を必ず差し押さえる。

答え・解説

正答：ウ

ア：無制限ではない。

イ：1円固定ではない。

ウ：第159条は保全差押金額を限度として直ちに差押えできるとする。

エ：推定所得全額固定ではない。

総合解説：保全必要性に対応した金額限度がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q146

納税緩和・特殊責任 > 保全・不服・総合事例 | 難易度：基礎

問題：保全差押えに係る国税の納付すべき額が後に確定した場合、その保全差押えの効力として最も適切なものはどれか。

ア：税額確定と同時に必ず差押えが消滅する。

イ：確定後は改めて同じ財産を無条件で二重差押えしなければならない。

ウ：確定すると国税は免除される。

エ：確定した国税を徴収するためにされた差押えとして扱われ、納期限経過後はその差押えを基礎に滞納処分を続行できる。

答え・解説

正答：エ

ア：自動消滅ではない。

イ：同一効力を活用できる。

ウ：免除ではない。

エ：第159条関係通達は確定後の保全差押えを徴収差押えへ接続する。

総合解説：保全から本徴収へ連続する制度である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q147

納税緩和・特殊責任 > 保全・不服・総合事例 | 難易度：標準

問題：税務署長等の差押えなどの処分に不服がある場合、再調査の請求をする原則的な期間として最も適切なものはどれか。

ア：処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内。

イ：通知翌日から10年以内。

ウ：期限は一切ない。

エ：必ず処分当日中。

答え・解説

正答：ア

ア：国税庁の不服申立手続では原則3か月以内とされる。

イ：10年ではない。

ウ：法定期間がある。

エ：当日限定ではない。

総合解説：滞納処分にはさらに徴収法171条の特例期限が重なる場合がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q148

納税緩和・特殊責任 > 保全・不服・総合事例 | 難易度：標準

問題：税務署長等の処分に不服がある者は、再調査の請求を必ず経なければ国税不服審判所長へ審査請求できないか。

ア：必ず再調査の請求を2回しなければならない。

イ：必ずしも経る必要はなく、直接審査請求を行うこともできる。

ウ：審査請求制度は存在しない。

エ：裁判だけが唯一の救済手段である。

答え・解説

正答：イ

ア：二回必須ではない。

イ：国税庁の案内は再調査を経ず直接審査請求できるとしている。

ウ：審査請求制度がある。

エ：行政不服審査の手段がある。

総合解説：救済ルートの選択肢を理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q149

納税緩和・特殊責任 > 保全・不服・総合事例 | 難易度：応用

問題：滞納処分について先行処分の欠陥を理由に不服申立てをする場合の期限について最も適切な考え方はどれか。

ア：一般期限だけ見れば徴収法の特例は無視できる。

イ：特例期限を過ぎても必ず無期限で申立てできる。

ウ：国税通則法上の一般的不服申立期限と、国税徴収法171条が定める当該処分ごとの特例期限のうち、原則として早い方までに行う必要がある。

エ：公売や配当には不服申立てが一切できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：両方の期限を確認する必要がある。

イ：無期限ではない。

ウ：第171条は滞納処分の迅速確定のため特別な期限制限を置く。

エ：公売・配当処分も対象となり得る。

総合解説：一般法と徴収法特例の重なりを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q150

納税緩和・特殊責任 > 保全・不服・総合事例 | 難易度：応用

問題：滞納法人が不動産を時価の3割で関係者へ譲渡し、その後主たる法人には十分な財産がなく、関係者財産への徴収を検討している。さらに処分に不服があるとの申出もある。この事案で最も適切な検討順序はどれか。

ア：低額譲渡があれば直ちに関係者全財産を無制限換価し、不服手続は認めない。

イ：関係者への譲渡があれば国税を免除する。

ウ：時価との差を考慮せず、必ず譲渡担保として処理する。

エ：第39条の第二次納税義務成立・責任限度を検討し、納付通知等の手続を行った上で、主たる納税者財産との換価順序と、不服申立ての一般期限・徴収法上の特例期限を確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：責任には要件・限度があり不服制度もある。

イ：免除ではない。

ウ：担保目的の有無で譲渡担保と区別する。

エ：特殊責任、換価制限、権利救済を段階的に判定する。

総合解説：総合問題では事実認定→責任成立→徴収手続→救済の順に整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03